

愛川町緑の基本計画

令和3年3月

愛 川 町

愛川町緑の基本計画

目次

1. 計画の基本事項	1
1.1 計画改訂の背景と目的	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 計画の対象.....	3
1.4 計画期間	3
2. 愛川町の緑の現状と課題	4
2.1 愛川町の概況.....	4
2.2 緑の現状	10
2.3 緑をとりまく状況.....	25
2.4 前計画の評価.....	29
2.5 緑のまちづくりに向けた課題	30
3. 計画の基本目標と方針	31
3.1 計画の基本理念	31
3.2 緑の将来像.....	31
3.3 計画目標	33
3.4 基本方針	35
3.5 緑地の配置方針	36
4. 推進施策	38
4.1 施策の体系.....	38
4.2 施策の実施方針	39
4.3 計画の進行管理	48

1.計画の基本事項

1.1 計画改訂の背景と目的

本町は、『「緑水環境都市」愛川の実現に向けて－豊かな水と緑を守り活かそう－』を基本理念とした「愛川町緑の基本計画」を1996(平成8)年3月に策定し、緑に関する様々な施策を展開してきました。

策定から20年以上が経過し、この間、人口減少や少子高齢化の進行、都市施設等の維持コストの増大や官民連携の需要の高まりなど、社会経済情勢は大きく変化しています。

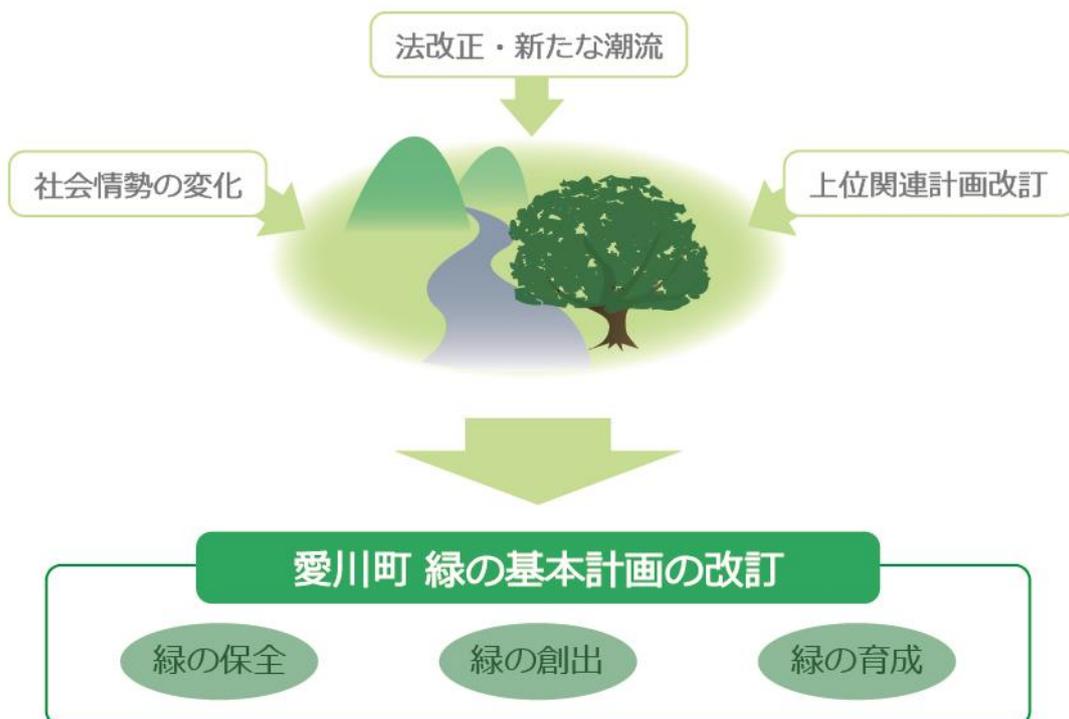
本町においても第5次愛川町総合計画（以下「総合計画」という。）や愛川町都市マスタープランなどの上位・関連計画が新たに改訂・策定されました。

また、生物多様性や都市緑地、観光や景観等の緑に関する新たな法制度などの見直しが行われるとともに、SDGsやグリーンインフラなどの持続可能な社会づくりの新たな潮流が生まれています。

このように、本町の緑をとりまく周辺環境にも大きなうねりが起きており、これまでの蓄積をいかしつつ、時代の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、緑に関する取り組みを計画的に進めていく必要があります。

このため、新たな潮流や持続可能性を踏まえた緑に関する施策の指針(マスタープラン)となるよう、「愛川町緑の基本計画」を改訂し、緑地の保全および緑化に関する施策等を総合的に推進していくものとします。

図 1-1 計画改訂の背景と目的



1.2 計画の位置づけ

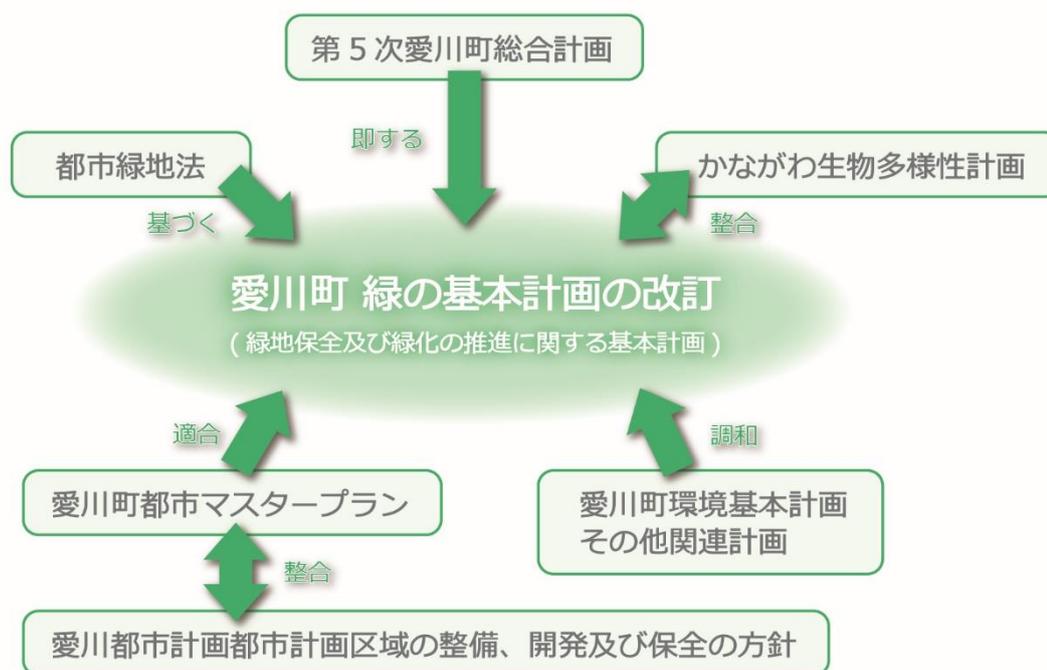
愛川町緑の基本計画（以下「本計画」という。）は、都市緑地法第4条第1項に基づく「緑の基本計画」です。今後の本町における緑に関する施策は、本計画を指針とし、実施していきます。

また、本計画は本町の最上位のまちづくりの指針である「総合計画」に即するものであり、緑の分野において総合計画の実現に寄与する個別計画となります。

さらに、都市計画法第18条の2を根拠とする本町の都市計画に関する基本的な方針となる「愛川町都市マスタープラン」と整合し、環境基本法第15条第1項を根拠とする「愛川町環境基本計画」と調和するものであり、緑に関する施策の方針や内容を具体化したものとして定めます。

このほか、神奈川県が定めた「かながわ生物多様性計画」と整合を図り、広域的な緑や生物多様性の保全・持続可能な利用等に寄与するものとして定めます。

図 1-2 計画の位置付け

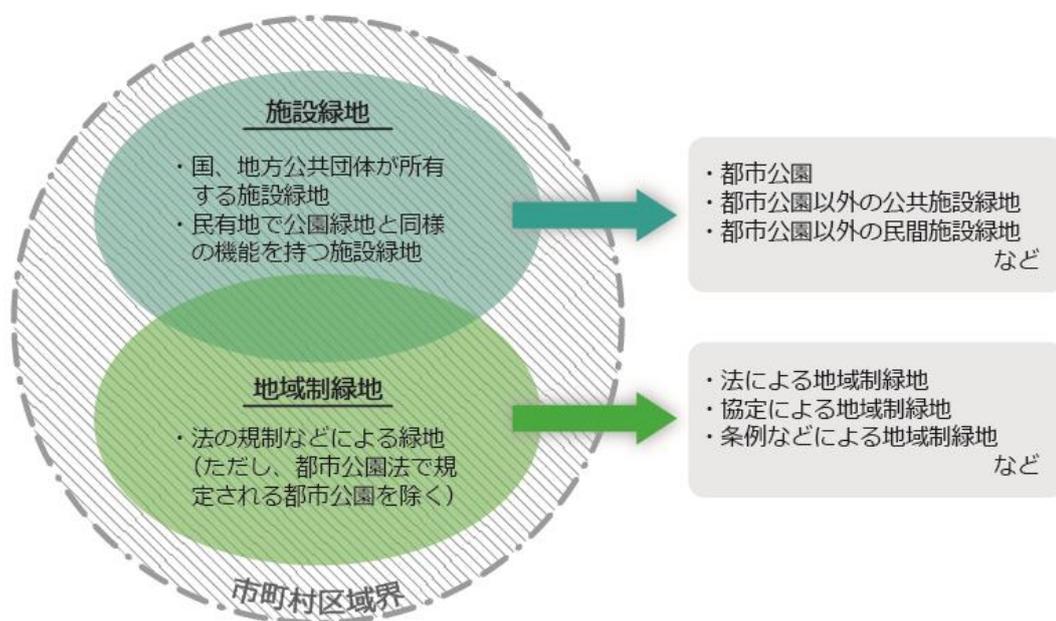


1.3 計画の対象

緑地の保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、愛川町全域（面積 34.28 km²）を本計画の対象とします。

また、本計画が対象とする緑地は、現行法のもとで分類すると、大きく「施設緑地」と「地域制緑地」に分けられます。施設緑地とは、都市公園等の主に町民が利用する緑地です。都市公園以外では、道路や河川等の公共施設緑地および民有地で公園・緑地に準じた機能を持つ民間施設緑地を対象とします。一方、地域制緑地は、法令等の規制により、一定の区域の緑を保全する緑地として計画の対象とします。

図 1-3 本計画における緑地の対象



1.4 計画期間

本計画の計画期間は、長期的な視点に立って、本町が目指していく緑の将来像、それに基づいた計画を示す必要があるため、2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの 10 年間とします。

表 1-1 各計画期間

計画名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19			
愛川町緑の基本計画																														
第5次愛川町総合計画	前期基本計画					後期基本計画																								
愛川町環境基本計画																														
愛川町都市マスタープラン																				ステージⅠ					ステージⅡ					ステージⅢ

2. 愛川町の緑の現状と課題

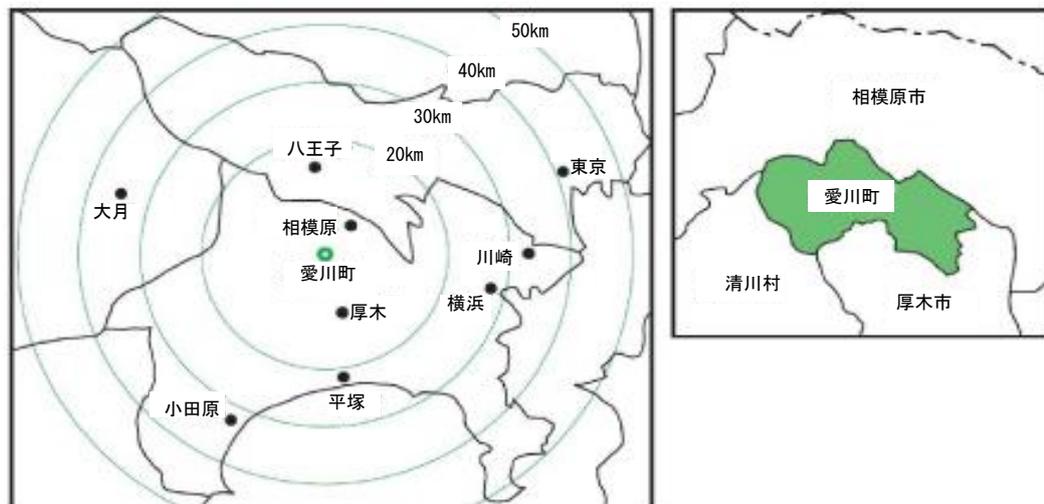
2.1 愛川町の概況

2.1.1 自然的条件

(1) 位置

本町は、神奈川県の中北部に位置し、東西約 10 km、南北約 6.7 kmの中央部がくびれた形をした総面積 34.28 km²の町です。首都東京まで 50 km圏内、県庁所在地横浜市まで 30 km圏内にあり、東および北は相模原市、西は清川村、南は厚木市に接しています。

図 2-1 愛川町位置図



出典：愛川町都市マスタープラン

(2) 気候

本町の気候は、季節風の影響が明瞭で、夏は暑く多雨湿潤、冬は寒く寡雨乾燥です。

- ・ 2019（令和元）年において、夏季は8月の平均気温が27.4℃に達し、冬季は1月の平均気温が4.7℃まで低下し、丹沢山地の影響が強いことがうかがわれます*¹。2018（平成30）年の降水量は年間2,315 mmで神奈川県の平均(1,573 mm)*²より多くなっています。
- ・ 風向きは冬季には北北西の季節風が吹き、夏季には南の風が多く、これは神奈川県全体の風向きの特徴ともいえます。
- ・ 特色ある気候としては霧の発生があげられます。これは中津川水面上に発生するもので、4月と11月頃によく見受けられます。

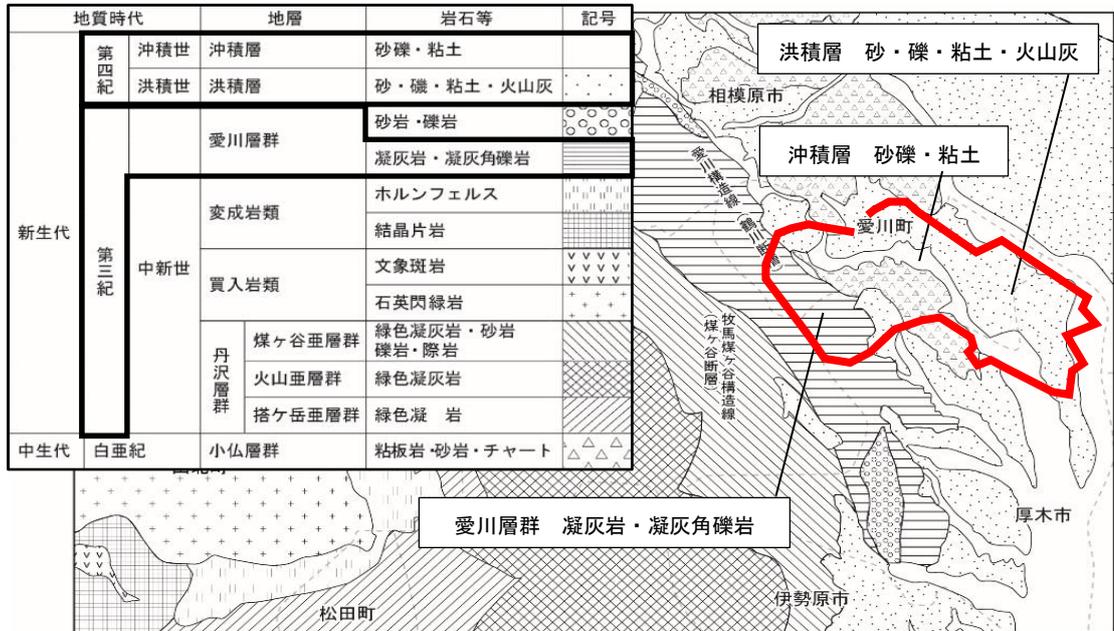
*1 令和元年 統計あいかわ

*2 統計局 統計でみる都道府県のすがた 2020

(3) 地質

本町の地質は、町の西側の丹沢山地側が、主に比較的古い時代の固い岩盤で構成されます（凝灰岩・凝灰角礫岩等の愛川層群(第三紀・中新世)等）。一方、台地や低地が広がる町の東側は、比較的新しい時代の地層が主であり、砂礫や粘土等で構成されます（沖積層・洪積層(第四紀)）。

図 2-2 丹沢山地東部・中津川流域の地質図



出典：神奈川県地質図

(4) 地形

本町は、丹沢山地と関東平野の境に位置するため、山地、台地、低地の全ての地形要素が見られ、変化に富む地形となっています。

図 2-3 愛川町地形区分



出典：愛川町郷土誌

2.1.2 社会的条件

(1) 土地利用

本町の土地利用は、中津川の上流域と下流域で土地利用が分かれています。上流域は、山林や農地に囲まれた集落に、下流域は、工場・住宅地になっており、大きく2つの顔を持つ町です（図2-4）。

地区別に見ると、中津地区で工業地・住宅地、春日台地区は住宅地、角田地区が農地・住宅地・工業地、三増地区、田代地区および半原地区は山林に囲まれた農地・住宅地となっています。

図 2-4 愛川町土地利用現況図



出典：平成 27 年 都市計画基礎調査

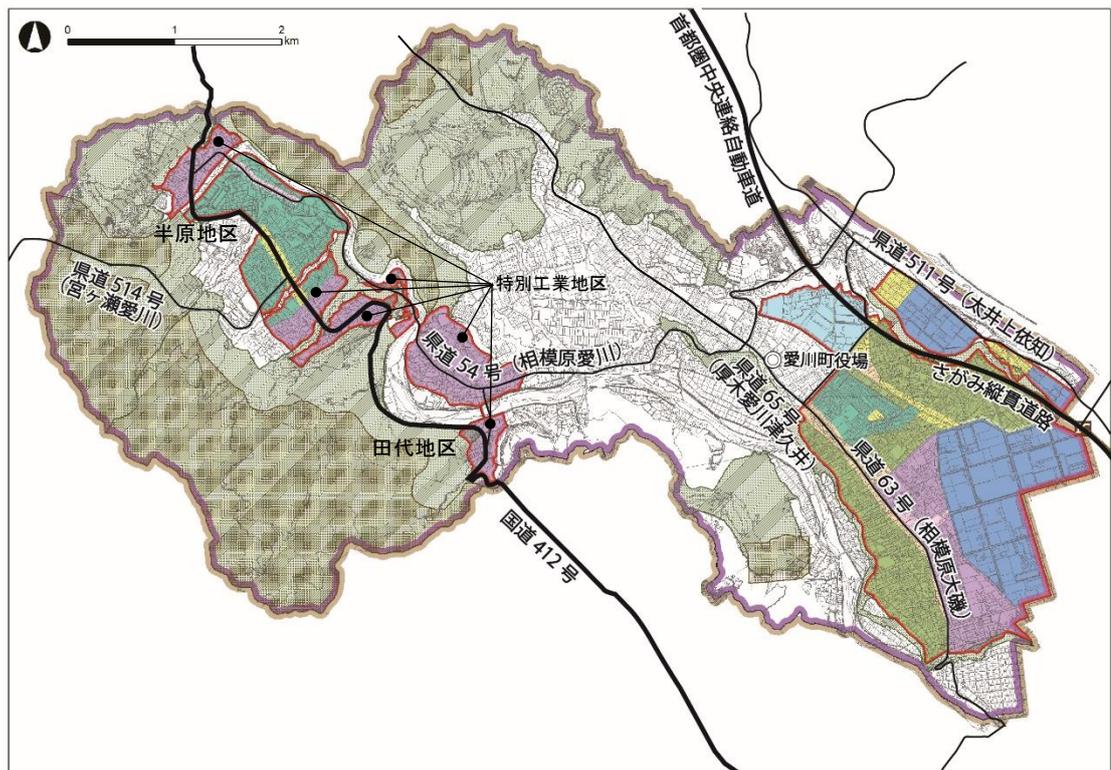
(2) 都市計画および交通条件

本町は、町域全域が愛川都市計画区域（3,428ha）に指定され、市街化区域および市街化調整区域の区分（線引き）を行っています。市街化区域面積は 855ha、市街化調整区域面積は 2,573ha であり、市街化区域面積は、都市計画区域の約 4 分の 1 を占めています。

用途地域は、市街化区域全域を指定しており、内訳としては、工業系用途（準工業・工業・工業専用地域）が市街化区域全体の約 6 割と大部分を占め、残りの 4 割を商業系用途と住居系用途が占めています。半原・田代地域の準工業地域においては、1973（昭和 48）年に、当時の地場産業であった繊維産業の保護・育成を図るため、特別工業地区（211ha）を指定しています。

町域の東端には、自動車専用道路として、首都圏中央連絡自動車道の一部であるさがみ縦貫道路が整備されています。主要幹線道路は、国道 412 号と県道 5 路線（主要地方道の県道 54 号（相模原愛川）、県道 63 号（相模原大磯）、県道 65 号（厚木愛川津久井）と一般県道の県道 511 号（太井上依知）、県道 514 号（宮ヶ瀬愛川））により構成されています。

図 2-5 都市計画図・交通網図



凡例

- 市街化区域
- 都市計画区域
- 自然環境保全地域
- 風致地区
- 行政区域

用途地域

住居系用途		商業系用途	
	第一種低層住居専用地域		商業地域
	第二種低層住居専用地域		準工業地域
	第一種中高層住居専用地域		工業地域
	第二種中高層住居専用地域		工業専用地域
			近隣商業地域
			第一種住居地域
			第二種住居地域
			準住居地域

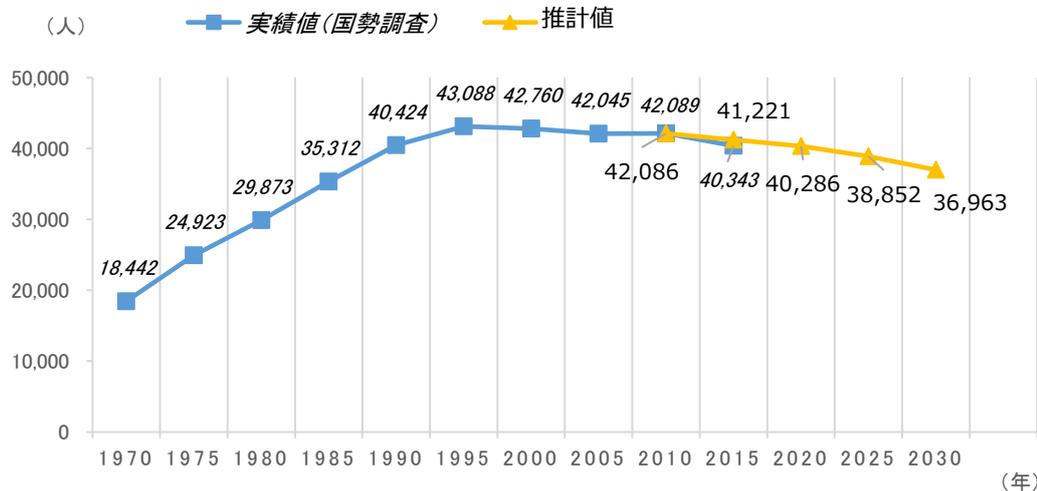
工業系用途

出典：愛川町都市計画図、国土数値情報

(3) 人口

本町の人口は、1995（平成 7）年をピークに減少傾向に転じており、2030（令和 12）年には 36,963 人まで人口が減少する見込みです。

図 2-6 愛川町人口推移



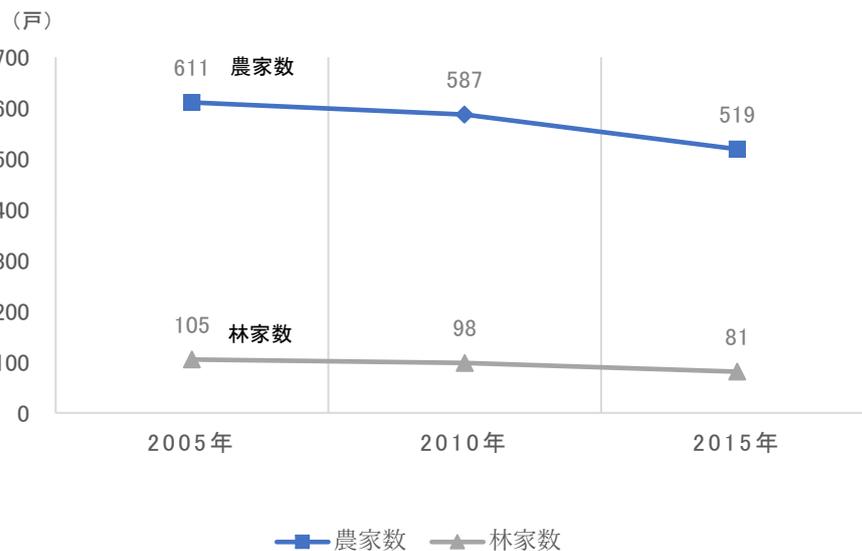
出典：国勢調査、2010（平成 22）年からの推計値は、愛川町まち・ひと・しごと創生総合戦略[推計 6*3]

(4) 農林業の状況

本町の農家数は 2005（平成 17）年から 2015（平成 27）年までの 10 年間では、約 15% 減少し、林家数は、10 年間で約 23% 減少しており、2015（平成 27）年時点で 81 戸の林家が林業を営んでいます。

直近および今後についても、全国的な傾向を踏まえると、農林業の担い手のさらなる減少が見込まれます。

図 2-7 農家数・林家数



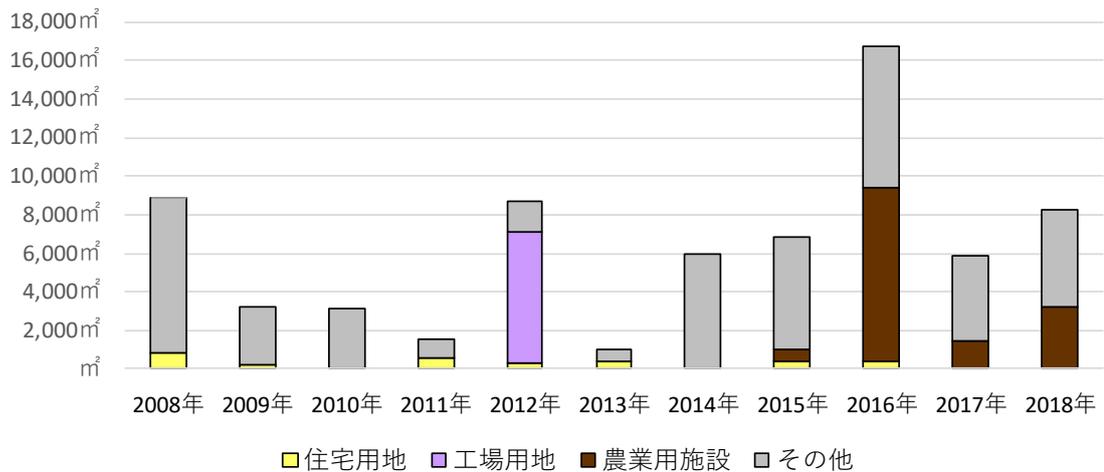
出典：農林業センサス

*3 直近（2016（平成 28）年～2018（平成 30）年）の動向を踏まえた町推計による純移動率を、今後長期において継続するものと仮定した場合の町の独自推計

(5) 農地の転用状況

本町の市街化調整区域の農地転用状況を見ると、2016（平成 28）年を除くいずれの年も転用面積は 10,000 m²を下回っています。用途別に見ると、毎年、その他用地への転用があるほか、目立つものとしては、2012（平成 24）年の工場用地、2016（平成 28）年の農業用施設用地への転用があります。

図 2-8 市街化調整区域における農地転用面積の推移(転用後の用途別)



出典：平成 21 年～令和元年 統計あいかわ

2.2 緑の現状

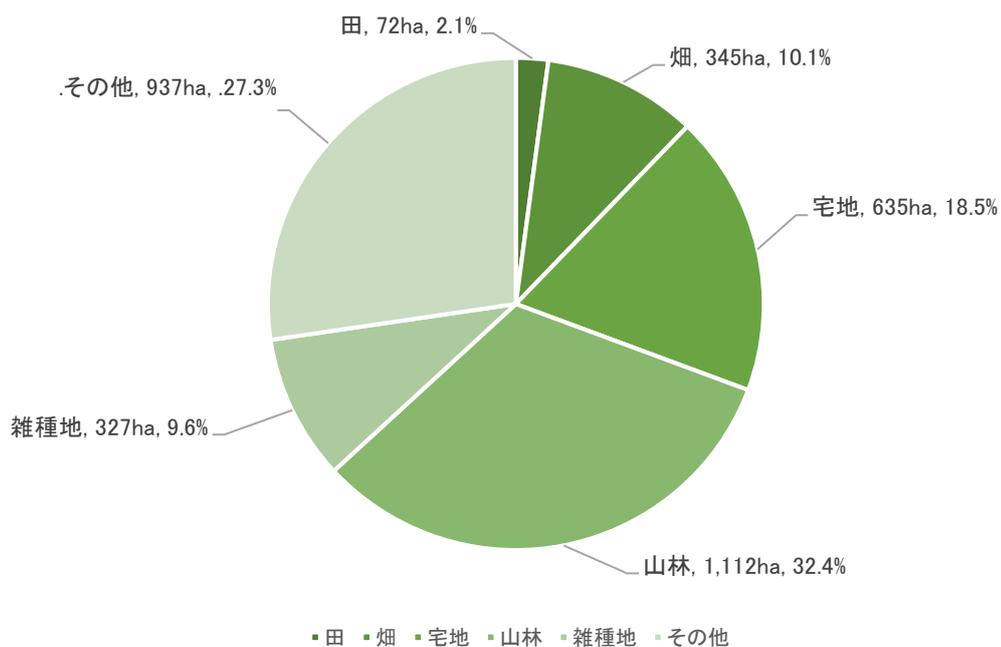
2.2.1 土地利用から見た緑の状況

本町の地目別の面積の状況は、32.4%（1,112ha）が山林で最も多く、その他 27.3%（937ha）を除くと、宅地が 18.5%（635ha）、畑が 10.1%（345ha）、雑種地が 9.6%（327ha）、田が 2.1%（72ha）と続きます（図 2-9）。

また、2010（平成 22）年度と 2015（平成 27）年度の地目別の面積を比較すると、田、畑、宅地及び山林が減少し、雑種地が増加しているものの、いずれの地目につきましても大きな変化は見られない状況となっています（図 2-10）。

農林業センサスによると、田や畑などの農地では、平成 22 年から平成 27 年までに、3ha の耕作放棄地が減少しています。

図 2-9 町の地目別面積の状況

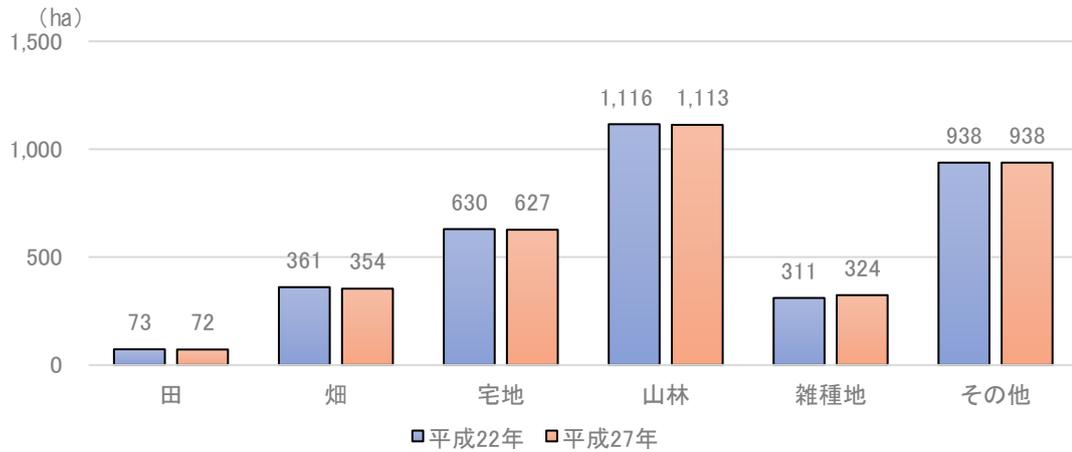


(単位:ha)

区分	田	畑	宅地	山林	雑種地	その他	合計
面積	72	345	635	1,112	327	937	3,428
比率 %	2.1	10.1	18.5	32.4	9.6	27.3	100.0

出典：令和元年 統計あいかわ

図 2-10 地目別面積の比較



出典：平成 22 年・平成 27 年 統計あいかわ

2.2.2 緑地の現況

本町の緑地のうち、施設緑地については、都市計画区域における都市公園が 99.4ha あり、都市計画区域一人当たりの面積は 24.6 m²/人です。これは、都市公園法の標準値 10 m²/人を上回る面積となっています。施設緑地はその他に、公共施設緑地が 218.2 ha、民間施設緑地が 4.4ha あり、都市計画区域に 322.0ha の緑地が確保されています。

地域制緑地については、法によるものが、仏果山経ヶ岳、高取中津溪谷、志田三栗山、相模川西、中津川東、八菅山の 6 地区からなる風致地区の総面積 1,514.7ha を指定し、町全域の半分の面積を占めています。また、協定や条例によるものを合わせた地域制緑地の面積は 2,145.8ha（重複部分を除く）となります。

施設緑地と地域制緑地を合わせた緑地の総計は 2,467.8ha(重複部分を除く)であり、市街化区域では 208.0ha となります。

表 2-1 愛川町の緑地現況(2015(平成 27)年時点)

緑地種別	区域	市街化区域			都市計画区域		
		整備量		m ² /人	整備量		m ² /人
		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)	
施設緑地	都市公園	13	6.9	2.0	22	99.4	24.6
	公共施設緑地	9	20.2	5.7	15	218.2	54.1
	都市公園等 計	22	27.1	7.7	37	317.6	78.7
	民間施設緑地				2	4.4	1.1
	施設緑地 計	22	27.1	7.7	39	322.0	79.8
地域制緑地	風致地区	4	40.1	11.3	6	1,514.7	375.5
	法によるもの 計	4	40.1	11.3	6	1,514.7	375.5
	条例等によるもの	16	140.8	39.8	34	1,819.0	450.9
	地域制緑地 小計	20	180.9	51.1	40	3,333.7	826.4
	地域制緑地間の重複				10	1,187.9	294.5
地域制緑地 計	20	180.9	51.1	30	2,145.8	531.9	
施設・地域制緑地間の重複							
緑地総計		42	208.0	58.8	69	2,467.8	611.7

2.2.3 都市公園等

施設緑地のうち都市公園法に基づき設置する都市公園としては、広域公園の「県立あいかわ公園」をはじめ、22か所整備しており、身近な公園としての機能を補完する形で、児童遊園地を配置しています。

また、人口と公園等の分布を重ね合わせると、人口の多い中津地区や春日台地区に公園等が集積し、半原地区などは比較的公園等が少なくなっており、地域的な偏在があることがわかります（表 2-2、表 2-3、図 2-12）。

表 2-2 都市公園一覧

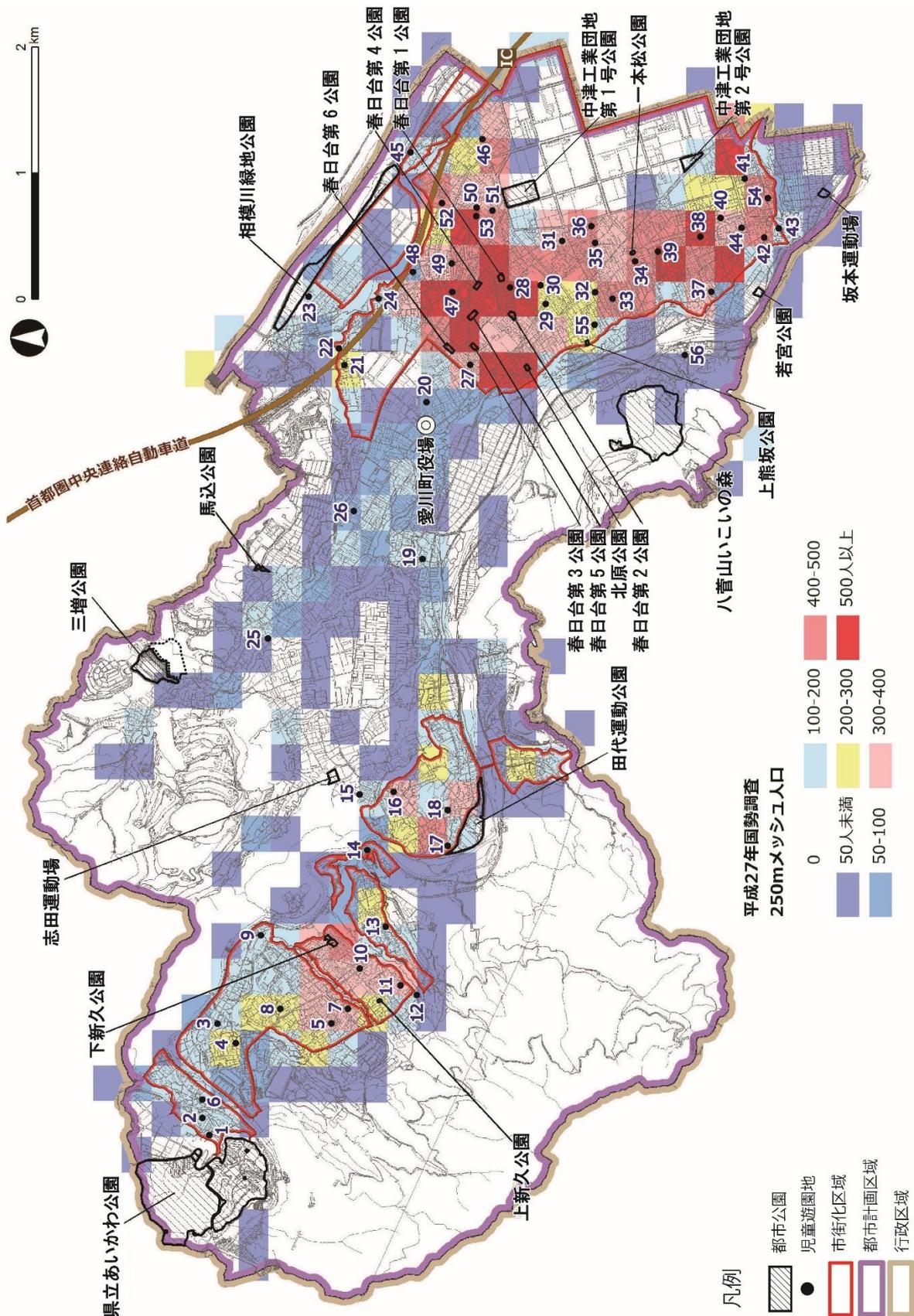
NO.	種別	名称	面積(m ²)	NO.	種別	名称	面積(m ²)
1	街区公園	春日台第1公園	2,000.0	12	その他の公園	坂本運動場	3,800.0
2		春日台第2公園	2,200.0	13		志田運動場	5,600.0
3		春日台第3公園	1,600.0	14		八菅山いこいの森	226,000.0
4		春日台第4公園	1,800.0	15		相模川緑地公園	52,900.0
5		春日台第5公園	2,700.0	16		下新久公園	3,900.0
6		春日台第6公園	2,700.0	17		若宮公園	3,700.0
7	近隣公園	中津工業団地第1号公園	38,900.0	18		北原公園	1,100.0
8		中津工業団地第2号公園	10,400.0	19		馬込公園	2,400.0
9	地区公園	田代運動公園	62,900.0	20		一本松公園	600.0
10		三増公園	48,800.0	21		上新久公園	500.0
11	広域公園	県立あいかわ公園	518,300.0	22		上熊坂公園	800.0
合計							993,600.0

表 2-3 児童遊園地一覧

NO.	名称	面積 (m ²)	NO.	名称	面積 (m ²)
1	横根児童遊園地	497.00	29	上熊坂児童遊園地	1,514.00
2	川北住宅児童遊園地	305.92	30	一ツ井菅原児童遊園地	185.00
3	宮本児童遊園地	424.40	31	下菅原三二児童遊園地	67.00
4	和平児童遊園地	402.28	32	熊坂児童遊園地	562.00
5	両向児童遊園地	668.00	33	松台三二児童遊園地	71.00
6	川北児童遊園地	796.68	34	松台第2三二児童遊園地	112.00
7	市之田児童遊園地	300.00	35	下松台児童遊園地	358.00
8	原臼住宅児童遊園地	103.53	36	太田三二児童遊園地	145.00
9	原臼児童遊園地	223.91	37	二井坂子供広場	350.41
10	細野新久中央児童遊園地	611.09	38	中原三二児童遊園地	108.00
11	新久南児童遊園地	120.00	39	中原児童遊園地	100.00
12	細野ちびっこ広場	392.63	40	桜台ちびっこ広場	985.41
13	中細野児童遊園地	1,864.00	41	桜台住宅児童遊園地	182.05
14	忠霊塔敷地内児童遊園地	198.00	42	半縄区ちびっ子広場	393.38
15	上原三二児童遊園地	90.00	43	半縄第二三二児童遊園地	81.00
16	上田代児童遊園地	370.76	44	半縄児童遊園地	307.07
17	広瀬児童遊園地	259.54	45	下六倉児童遊園地	219.00
18	大内出児童遊園地	201.00	46	上六倉児童遊園地	141.00
19	下之街道児童遊園地	305.00	47	大塚前三二児童遊園地	99.00
20	箕輪中原児童遊園地	600.00	48	大塚中児童遊園地	225.00
21	上小沢児童遊園地	330.00	49	大塚南児童遊園地	209.00
22	角田上部三二児童遊園地	156.00	50	諏訪児童遊園地	235.91
23	小沢双葉児童遊園地	6,374.59	51	諏訪第2児童遊園地	148.75
24	大塚児童遊園地	352.83	52	諏訪第3児童遊園地	147.37
25	三増児童遊園地	1,256.00	53	諏訪住宅児童遊園地	257.08
26	三増住宅児童遊園地	191.02	54	坂本児童遊園地	470.00
27	角田境三二児童遊園地	146.00	55	楠児童遊園地	573.38
28	上菅原三二児童遊園地	52.00	56	八菅山児童遊園地	595.00
合計					26,433.99

図 2-11 都市公園等の分布図(人口分布との重ね合わせ)

図中の番号は、表 2-3 児童遊園地一覧の No. に対応



出典：愛川町公園配置図、国土数値情報

2.2.4 歴史・文化と緑

・文化財

本町には、天然記念物等指定されている緑や、神社仏閣等の歴史的建造物と一体となったシンボリックな緑が見られます。

表 2-4 指定・登録文化財一覧

No.	指定	件名	種別	指定年月日	所在地
1	県指定	三増の獅子舞	無形民俗	(無形) 昭和36年7月4日 (無形民俗) 昭和51年10月19日	三増地区
2	県指定	八菅神社の社叢林	天然記念物	平成3年2月8日	八菅山139-1 他
3	町指定	八菅神社の梵鐘	歴史資料	昭和47年9月1日	八菅山139
4	町指定	八菅山修験道旧跡	史跡	昭和47年9月1日	八菅山地区
5	町指定	三増合戦場跡	史跡	昭和47年9月1日	三増地区
6	町指定	塩川滝	名勝	昭和47年9月1日	半原948番地 先
7	町指定	タブノキ(角田八幡神社)	天然記念物	昭和47年9月1日	角田2371
8	町指定	タブノキ(田代八幡神社)	天然記念物	昭和47年9月1日	田代1395
9	町指定	管巻き唄	無形民俗	昭和47年9月1日	半原地区
10	町指定	旧光勝寺の鰐口	歴史資料	昭和51年10月1日	八菅山139
11	町指定	龍福寺の山門	建造物	昭和54年7月1日	中津408
12	町指定	勝楽寺の山門	建造物	昭和54年7月1日	田代2061
13	町指定	三増獅子舞のバンパ面	有形民俗	昭和54年7月1日	三増地区
14	町指定	正応の碑伝	歴史資料	昭和54年7月1日	八菅山139
15	町指定	上原の庚申塔	有形民俗	昭和54年7月1日	田代1060
16	町指定	弥生期の有角石斧	考古資料	昭和54年7月1日	中津2294
17	町指定	カタクリの自生地(市の田)	天然記念物	昭和54年7月1日	半原2796-イ他
18	町指定	半縄の石棒	考古資料	昭和55年2月1日	中津5694
19	町指定	清徳寺の鎌獅子	有形民俗	昭和55年2月1日	三増1730
20	町指定	カタクリの自生地(梅沢)	天然記念物	昭和56年9月1日	角田梅沢
21	町指定	復元小島末儀撚糸工場 (八丁式撚糸機とその関連機器一式)	歴史資料	平成10年6月22日	半原4410 愛川繊維会館
22	町指定	八菅神社文書	歴史資料	平成12年7月1日	八菅山139
23	町指定	八菅山大権現天文十年棟札	歴史資料	平成12年7月1日	八菅山139
24	町指定	伝八菅山出土土製経筒	考古資料	平成13年6月1日	半原5287 町郷土資料館
25	町指定	八菅山経塚遺跡出土 木造合子形念持仏	考古資料	平成21年9月1日	半原5287 町郷土資料館
26	国登録	平山橋	建造物	平成16年11月8日	田代字下河内～平山
27	国登録	山十郎主屋	建造物	平成21年1月8日	中津485-5他
28	国登録	山十郎門	建造物	平成21年1月8日	中津485-5

出典：愛川の文化財

表中の赤字表記は、天然記念物に指定された緑を示す。

図 2-12 天然記念物に指定された緑



八菅神社の社叢林



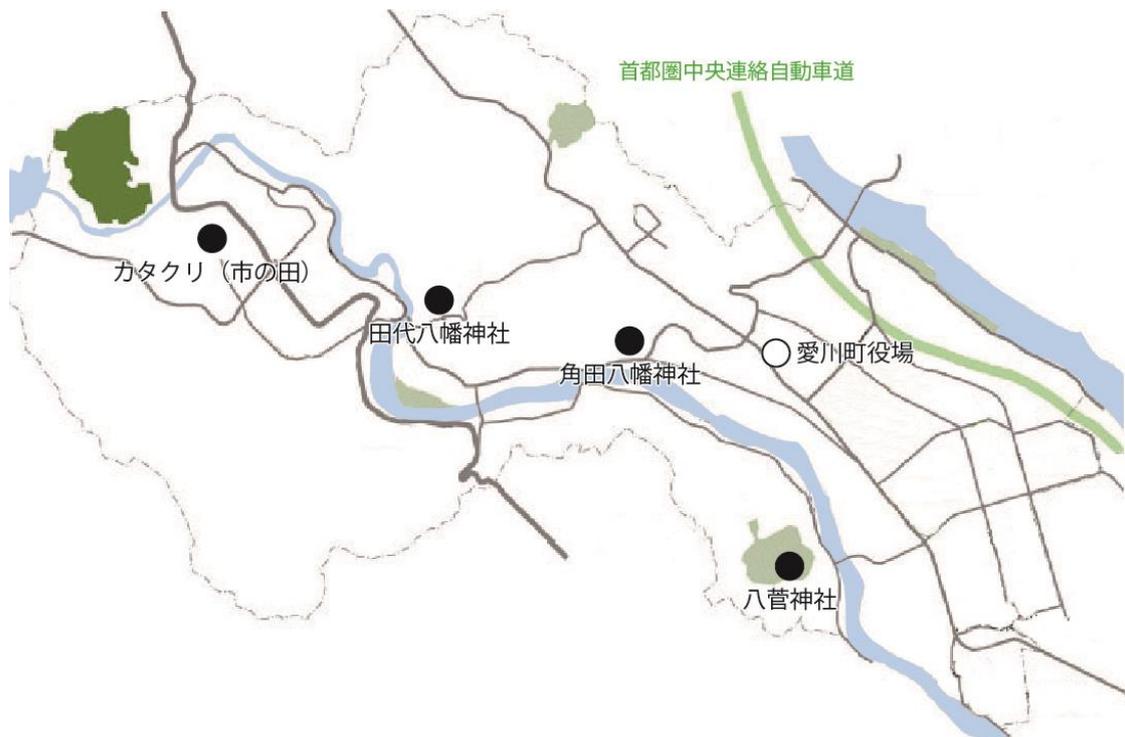
タブノキ(角田八幡神社)



カタクリの自生地(市の田)



タブノキ(田代八幡神社)



2.2.5 特徴的な景観

町の財産である永遠に残したい誇れる風景「あいかわ景勝 10 選」(2000 (平成 12) 年度選定) には、水と緑にまつわる特徴的な景観が見られます。

図 2-13 あいかわ景勝 10 選分布図



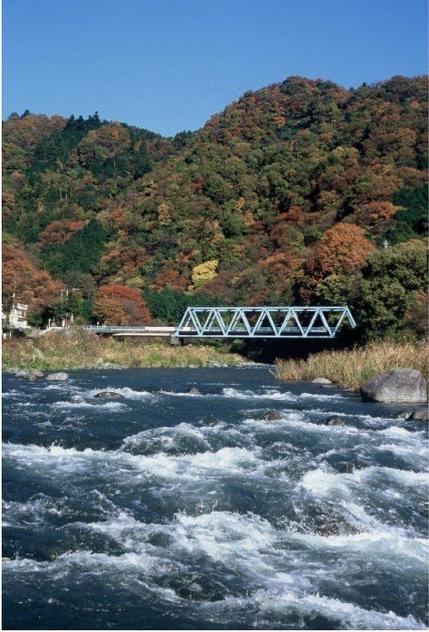
①～⑩は表 2-5 あいかわ景勝 10 選のNo.を表示

表 2-5 あいかわ景勝 10 選

	名称	説明
1	宮ヶ瀬ダムと新石小屋橋 	<p>新石小屋橋越しに仰ぎ見る宮ヶ瀬ダムは壮大です。橋上からは大沢の滝も見えます。</p> <p>宮ヶ瀬ダムは、東京都心から約 50km、横浜や川崎の市街地から約 40km という近さの場所にある、首都圏最大級のダムです。観光放流も定期的に行っており、放流量が 1 秒間に 30 立方メートル、放流時間は 6 分間におよびます。</p>

2	<p>経ヶ岳・仏果山・高取山にかけての山並み</p> 	<p>朝や夕なに、そして季節ごとに趣を変える山々の姿は、眺める人を飽きさせません。</p> <p>登山コースもあり、弘法大師が経文を納めたと言われる巨岩「経石」がある「経ヶ岳」から、室町時代に清川村の正住寺を開いた仏果禅師が座禅修行した「仏果山」、眺望の良い「高取山」を縦走することができます。</p> <p>「経ヶ岳」、「仏果山」の頂上手前の登山道では岩場やヤセ尾根があり、ピーク間の高低差もあるため、健脚の方におすすめです。</p>
3	<p>塩川滝飛沫</p> 	<p>滝幅 4m、落差 15m の塩川滝。滝壺近くは夏でもひんやりとした冷気が漂っています。名勝であるとともに雨乞いの霊験あらたかな滝としても有名です。</p>
4	<p>勝楽寺の山門と杉木立ち</p> 	<p>毎年 4 月 17 日の半僧坊大祭には多くの人で賑わう勝楽寺。</p> <p>その山門は、1851 (嘉永 4) 年に建立され、木造総檜の入母屋三間造り、前面に唐破風のある二重門 (重層門) となっています。</p>

5	<p>三増合戦碑と志田峠</p> 	<p>1569（永禄 12）年、甲斐の武田軍と小田原の北条軍が激戦を繰り広げた「三増合戦」を記念して、「三増合戦場碑」が 400 年後の 1969（昭和 44）年に、建立されました。</p>
6	<p>箕輪耕地遠望</p> 	<p>遥かに広がる田園風景。田んぼをまっすぐに走る道は水道みちと言われ、かつては、半原の水源地から横須賀まで水道水が送られていました。</p>
7	<p>八菅山と八菅神社</p> 	<p>八菅山一帯は、古くから神仏混交の信仰の聖地であり、修験道の一拠点でした。ヤマトケルノミコト、修験道の開祖・役小角、高僧・行基<small>えんのおづぬ</small>などの来山が伝えられ、源頼朝や足利尊氏・足利持氏による社殿の建築や整備が行われたといわれています。</p>
8	<p>山十邸と中津往還</p> 	<p>古民家山十邸は、古くからのたたずまいを残し「かながわのまちなみ 100 選」に選ばれた愛川町中津熊坂地区の旧街道沿いにあります。1883（明治 16）年に豪農の屋敷として立てられた山十邸は、1944（昭和 19）年、思想家・大川周明の所有となり、周明の没後、さらに別な所有者を経て、1988（昭和 63）年、町所有となりました。一部修復した後、1989（平成元）年から一般公開しています。</p>

9	<p>工業団地といちよう並木</p> 	<p>「神奈川県内陸工業団地」を縦横に行き交う街路のいちようは、秋には、葉の黄色と工場群のコントラストが美しい並木道になります。</p> <p>愛川町にある「神奈川県内陸工業団地」は、神奈川県内でも有数の規模を誇り、製造業や物流・倉庫業などの100社を超える企業が操業し、無公害型の工業団地として高い評価を受けています。</p>
10	<p>中津川の清流</p> 	<p>町のほぼ中央を流れる中津川は古くから半原の撚糸や稲作など、暮らしの営みを支えてきました。山々の合間を流れる川のせせらぎは、今も変わらず人々の心を癒しています。</p>

出典：愛川町観光協会 あいかわ景勝10選(抜粋)

2.2.6 緑に関する町民の意識

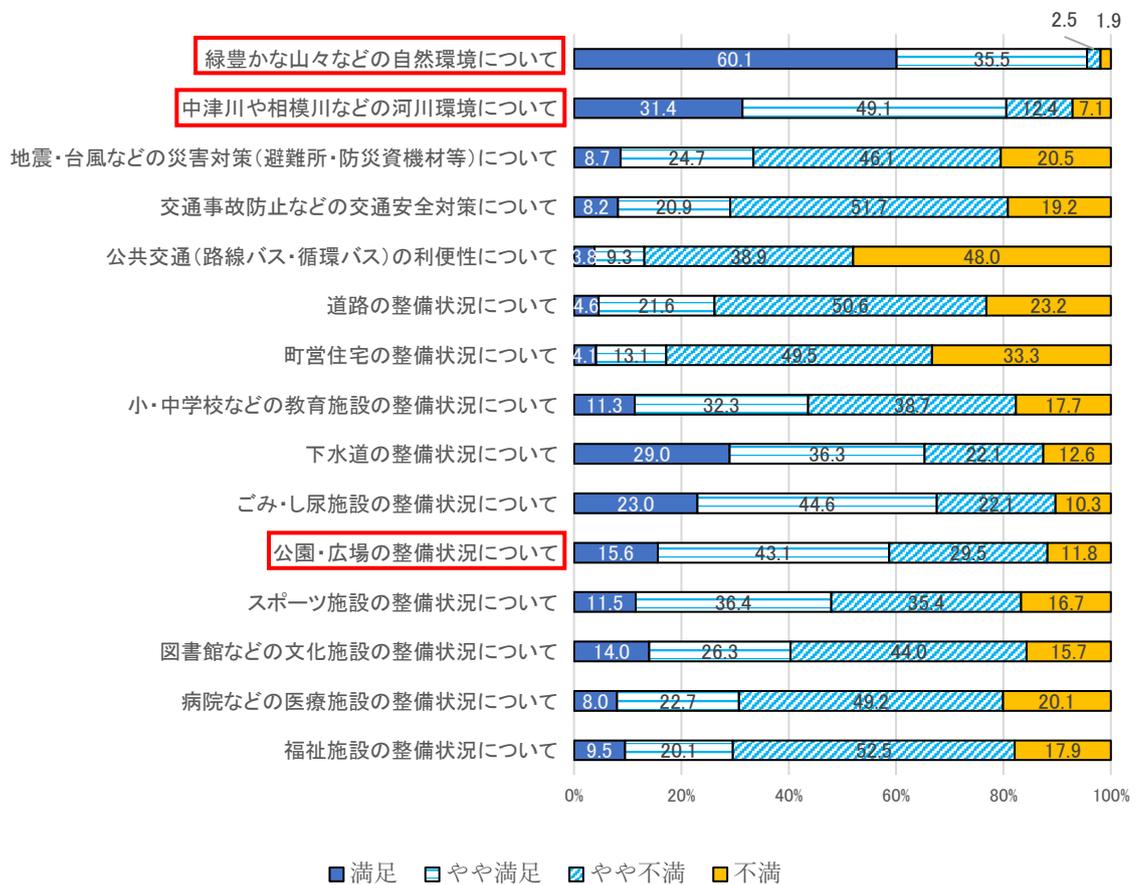
緑や自然環境分野に関する町民意識を把握するため、愛川町都市マスタープラン(平成 28 年 3 月)の策定時の住民アンケートを基に、該当意見の集計結果を示します。

【満足度】

愛川町の満足度について、自然環境への満足度は他の項目（インフラや住宅整備など）に比べて、全体的に高く示されています。

なかでも「満足している」、「やや満足している」の2つの回答を足した数値が大きい項目は「緑豊かな山々などの自然環境について（95.6%）」「中津川や相模川などの河川環境について（80.5%）」の2つです。「公園・広場の整備状況について（58.7%）」もやや高い満足度を示しています。

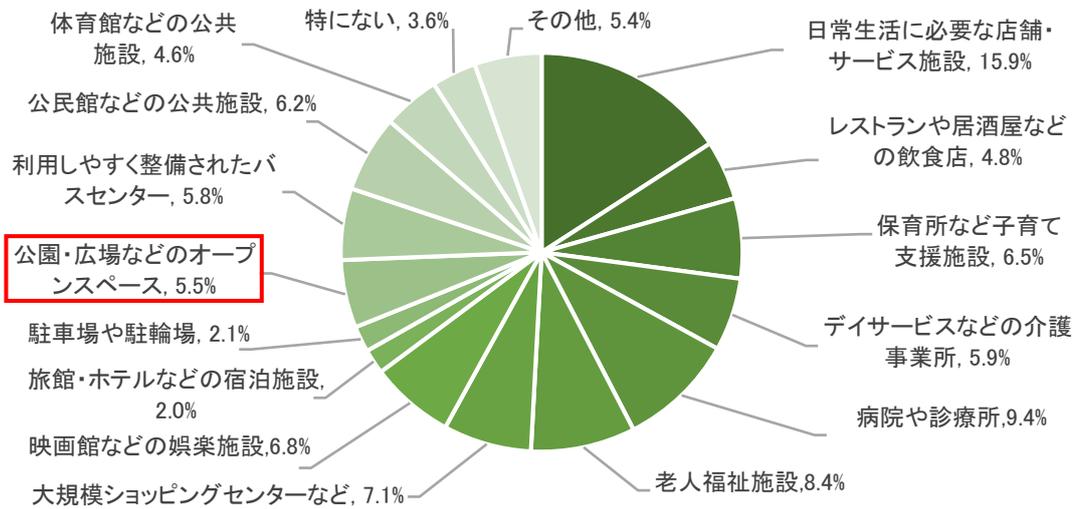
図 2-14 愛川町の満足度



【必要と思われる施設】

魅力的なまちづくりを進めるために必要な施設についての項目では、「日常生活に必要な店舗・サービス施設」が最も多く 15.9%となっていますが、本計画にかかると考えられる「公園・広場などのオープンスペース」という回答は 5.5%と低く示されています。

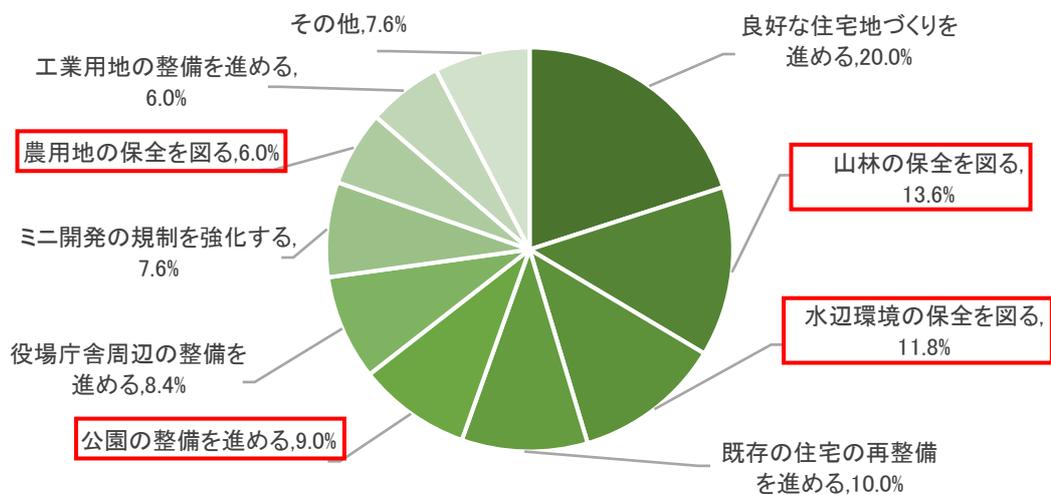
図 2-15 必要と思われる施設



【土地利用として優先すべきこと】

愛川町の土地利用として優先すべきことに関する項目では、最多は「良好な住宅地づくりを進める」でした。一方で自然環境の保全に対する意識も高く、「山林の保全を図る」13.6%、「水辺環境の保全を図る」11.8%、「公園の整備を進める」9.0%、「農用地の保全を図る」6.0%の項目を合計すると 40.4%の回答となっています。

図 2-16 土地利用として優先すべきこと

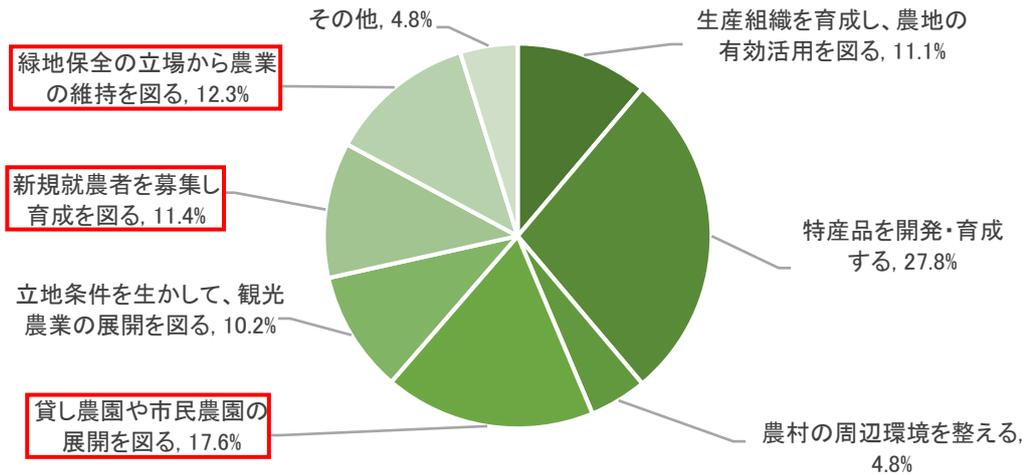


【農業について必要な施策】

農業に関する必要施策についての問いでは、最多は「特産品を開発・育成する」の27.8%でした。また、「緑地保全の立場から農業の維持を図る」は12.3%の住民が必要であると考えています。

一方で前述のとおり、農家数、林家数は減少していることもあり、「貸し農園や市民農園の展開を図る」17.6%、「新規就農者を募集し育成を図る」11.4%など、農業の担い手に関する回答も多く見られます。

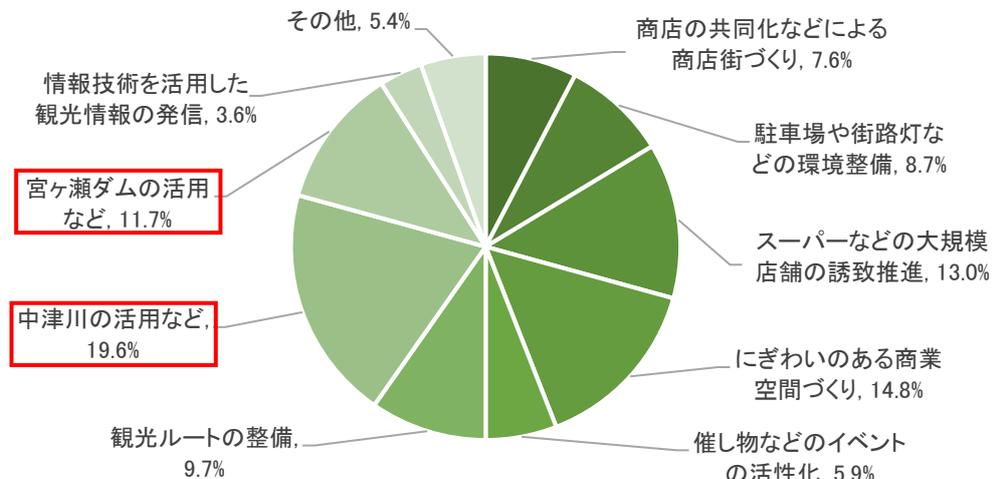
図 2-17 農業について必要な施策



【商業・観光について必要な施策】

商業・観光について必要な施策に関する問いでは、「商店街づくり」や「大規模店舗誘致」、など商業的な施策を抑えて、「中津川の活用」の意見が19.6%と最も多くの回答を得ています。また、緑に囲まれた観光スポットとして注目される「宮ヶ瀬ダム」の活用についても11.7%の回答数を集めています。

図 2-18 商業・環境について必要な施策

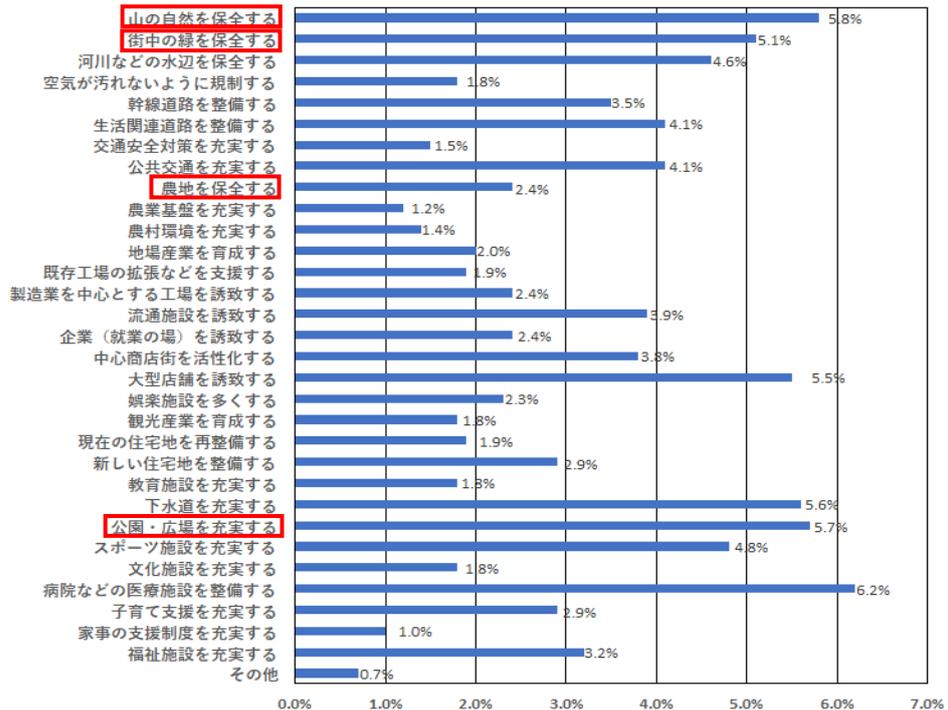


【充実している施策】

アンケート実施時点で充実している施策についての問いでは、「医療施設」6.2%が最多ですが、自然保全系の回答も多く、「山の自然を保全する」5.8%で2番目、「公園・広場を充実する」5.7%で3番目、「街中の緑を保全する」5.1%で6番目、「農地を保全する」2.4%などの回答が得られています。

前問と合わせると、自然保全系の施策は既にある程度は充実しているものの、今後も力を入れるべきと考える住民が多いことが見受けられます。

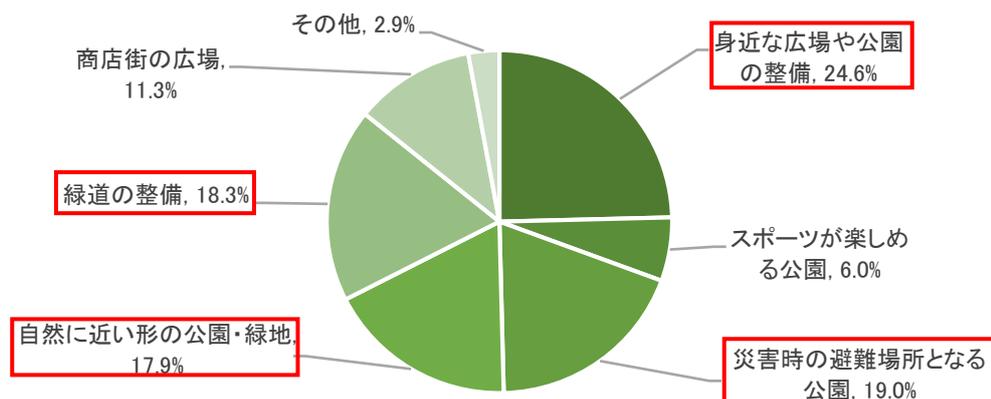
図 2-21 充実している施策



【(公園・緑地等の整備について) 整備を望む施設】

公園・緑地に関して整備が望まれる施設は、「身近な広場や公園の整備」が最多となる 24.6%の回答を得ています。次いで高い項目は、「災害時の避難場所となる公園」19.0%、「緑道の整備」18.3%、「自然に近い形の公園・緑地」17.9%となっています。

図 2-22 公園・緑地に関して整備が望まれる施設



2.3 緑をとりまく状況

2.3.1 上位関連計画の概要・緑の位置付け

上位関連計画である国・県の計画等、および町の計画の概要と緑の位置付けは次のとおりです。

(1) 国の計画等

①都市緑地法等の改正(2017(平成29)年)

2017(平成29)年に都市緑地法等が改正され、Park-PFI^{*4}等による都市公園の再生・活性化、民間による市民緑地の整備、生産緑地地区での直売所や農地レストラン等の設置等を可能とする新たな制度の創設等が行われました。この改正により、民間の知恵や活力をできる限り活用しながら、様々な役割を担っている都市の緑空間を保全・活用していくことが可能となりました。これに伴い、緑の基本計画については、都市公園の整備に加え管理の方針や、生産緑地地区内の緑地の保全に関する方針、官民連携の方針等の記載が可能となりました。

②生物多様性国家戦略(2012(平成24)年)

本戦略では、「都市における緑地による生態系ネットワークの形成」など、都市部における生物多様性の確保の重要性が明示されています。

③新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終とりまとめ(2016(平成28)年)

これまでの経済成長と人口増加等を背景とした都市公園等の量の整備を急ぐステージから、緑が持つ多機能性を最大限に引き出す新たなステージへ移行すべきと提言されています(公園の量の整備から利用への転換)。その実現に向け、都市公園の再編や緑とオープンスペースによる都市リノベーションの推進、都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化、民との効果的な連携のための仕組みの充実等の政策の推進が提言されています。

④観光立国推進基本計画(2017(平成29)年)

この計画では、史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力を有する公園等を観光資源と位置づけ、これらをいかした観光地域の形成等の方向性が示されています。

⑤国土交通省気象変動適応計画(2018(平成30)年一部改正)

この計画では、ヒートアイランド現象緩和の適応策として、緑化や水の活用による地表面被覆の改善、都市形態の改善(緑地や水面からの風の通り道の確保等)等を推進することが示されています。

(2) 県の計画

①かながわグランドデザイン 基本構想(2012(平成24)年)

『いのち輝くマグネット神奈川』を実現する」を基本理念に掲げ、2025(令和7)

*4 Park-PFI: 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法。公募により選定する民間事業者が飲食店や売店等の収益施設等を公園内に整備運営するとともに、施設からの収益の一部を活用して公園施設の整備改修などを行う。

年を展望し、神奈川の将来像や政策の基本方向をまとめています。緑に関する事項としては、政策展開の基本的視点の一つとして「環境と共生し持続可能な社会づくりを進める」、自然とのかかわり等を通じた「豊かさの質的充実を支援する」ことが掲げられています。また、政策分野別の基本方向として、「地球温暖化対策の推進」、「自然環境の保全・再生と活用」、「次の世代に引き継げる持続可能な県土づくり」、「美しく住みやすい住まい・まちづくり」、「地域の特性を生かした地域づくり」が掲げられています。

②かながわ生物多様性計画(2016 (平成 28) 年)

神奈川県のみどりの保全・再生・創出を目指すために策定された「神奈川みどり計画」を包括的に継承し、県域における生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画として策定されたものです(対象期間は、2016(平成28)年度から2021(令和3)年度まで(6年間))。

この計画では、県土を6つのエリアに区分し、各エリアに即した取組が示されています。愛川町については、山地・森林生態系を主とする「丹沢エリア」および里山・農地生態系を主とする「山麓の里山エリア」、「河川・湖沼および沿岸エリア」の3つのエリアの取組が関連します。また、エリアにまたがる取組として、野生鳥獣との共存、外来生物の監視と駆除、法令・制度等を通じた生態系の保全等が示されているほか、多様な主体の取組支援等が示されています。

③愛川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(2016(平成28)年)

本町を含む県央都市圏域は、都市づくりの目標を「森や川と共生し、うるおいと活力あふれる都市づくり」と定めています。また、愛川町全域を対象とする愛川都市計画区域の都市計画の方針として、「ひかり、みどり、ゆとり、協働のまち愛川」を将来都市像とし、6つのまちづくりの目標と地域毎の市街地像等を定めています。

④都市計画公園・緑地見直しのガイドライン(2015(平成27)年)

神奈川県では、社会経済情勢の変化や地域の実情等に応じた都市計画公園・緑地の見直し作業が円滑に進むよう、見直しに際しての基本的な考え方などをとりまとめた「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」を策定しました。都市計画決定後20年以上経過しても未着手の区域を含む都市計画公園・緑地を見直しの対象とする基本的な考え方等を定めています。

(3) 町の計画

①第5次愛川町総合計画(2011(平成23)年)

この計画は、将来にわたり住民に愛される愛川町の目指すべき姿として、将来都市像を『ひかり、みどり、ゆとり、協働のまち愛川』と定めています。

この計画は、第1部「自然と調和した快適なまちづくり」の第1章「水とみどりの環境保全」の中で、環境の保全・活用・整備等に関して方針を示しています。

また、第5部「多彩な産業の活力あるまちづくり」では、自然環境などの地域資源を活用して農業や観光業等の振興を図ることとしています。

②愛川町環境基本計画(2014(平成26)年改定)

この計画は、環境に関する町の基本的施策の方向を明らかにしたものです。また、町

民・事業者・行政の環境保全・創造のための行動指針として位置づけ、三者の協力のものと計画の推進を図るものです。

対象範囲は、私たちの生命と暮らしに深く関わるすべての事象として自然環境、公害、生活環境、都市構造、歴史的・文化的環境、地球環境、環境学習・教育等を設定しています。

特に緑に関係する部分では、「豊かな自然」と「自然とのふれあい」を掲げ、自然の維持・回復、新規創出および自然とのふれあいの場の整備と自然に親しむ心の醸成を目標としています。

③愛川町都市マスタープラン

この計画は、2035（令和 17）年を目標年次とする愛川町全域のまちづくりに関する総合的な方針であり、「総合計画」や「愛川都市計画区域の整備、開発および保全の方針」、「愛川町地域防災計画」の内容と整合を図りながら、近年の社会動向などを踏まえ、まちづくりの理念や地域ごとのまちづくりの方針を明示し、本町の特色をいかした概ね 20 年後の町の将来像を描いているものです。

2.3.2 時代の潮流

緑に関連する国内外の社会的潮流は次のとおりです。

(1) 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）

持続可能な開発目標(SDGs)は、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性*5のある社会を実現するための 17 のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています (図 2-24)。

緑については、「15 陸の豊かさを守ろう」等多くのゴールの達成に関連します。

図 2-23 SDGs の 17 のゴール



出典：国際連合広報センターHP

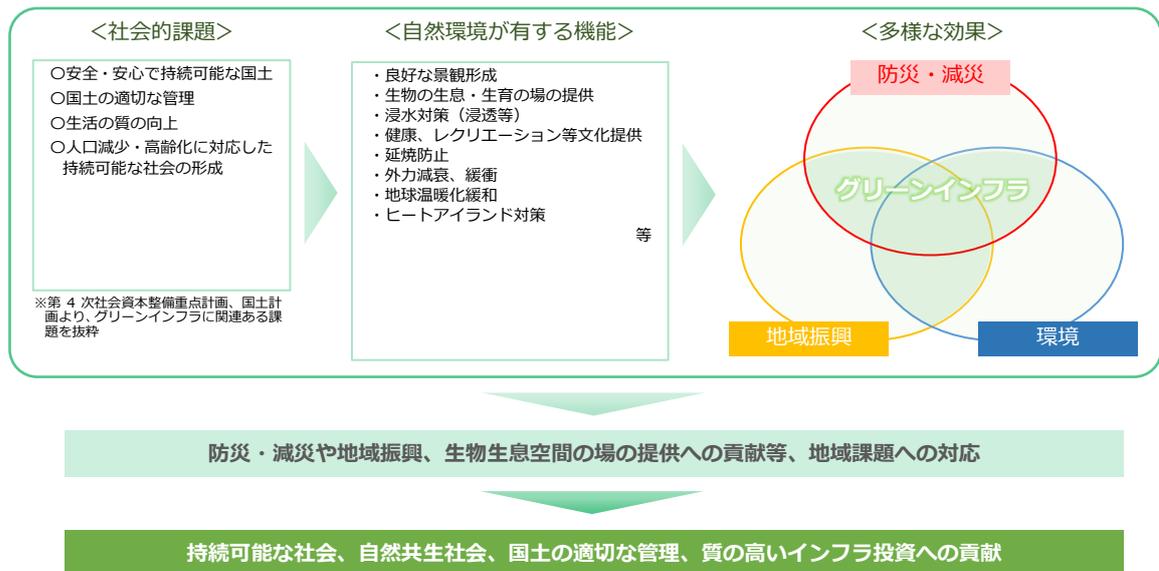
*5 包摂性：人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」こと

(2) グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ）

グリーンインフラとは、様々な社会基盤に自然環境が持つ多様な機能を積極的に活用して、防災・減災、地域振興および環境改善といった多様な効果を得ようという考え方で、持続可能な社会形成に寄与するものです。例えば、市街地の延焼防止の効果がある公園や多自然型の河川整備、市街地の建物の緑化等もグリーンインフラです。

本計画において、緑・水・生物多様性の保全・活用を推進することで、持続可能な社会や自然共生社会の基盤形成が図られることが期待されます。

図 2-24 グリーンインフラについて



出典：グリーンインフラストラクチャー～人と自然環境のより良い関係を目指して～

2.4 前計画の評価

前計画では、計画の目標水準として、「緑地の確保目標」、「都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標」、「都市緑化の目標」を設定しています。

ここでは、定量的な総量目標が設定されている、「緑地の確保目標」、「都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標」の2つについて、前計画の目標値と実績値を比較することにより、前計画の達成状況を把握し、評価を行いました。

「緑地の確保目標」については、前計画では市街化区域面積に対する緑地面積の割合として31.6%を目標とするとともに、都市計画区域面積に対する緑地面積の割合を75.5%に設定していました。これに対し、実績値は、前者が24.3%、後者が72.0%となりました(表2-6)。

また、「都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標」については、前計画では一人当たりの施設緑地面積を104.8㎡/人、一人当たりの都市公園の面積を65.2㎡/人に定めていましたが、実績値は、前者が79.8㎡/人、後者が24.6㎡/人となりました(表2-7)。

以上のように、前計画で定めた数値目標は未達成となりました。これは、都市公園や都市緑地の一部で計画規模を縮小したことから、目標値を下回ったことによります。

ただし、前計画の策定時と比較すると、市街化区域内にある傾斜地山林等の緑地を市街化調整区域に編入したことなどにより、市街化区域内の緑地は相対的に減少しましたが、県立あいかわ公園の整備や保安林指定等により、町全体としては、都市計画区域内の緑地面積は増加しています。

表2-6 確保すべき緑地の前計画の目標値と実績値

指標	前計画策定時 1995年 (平成7年)	前計画目標値 2015年 (平成27年)	実績値 2015年 (平成27年)
緑地面積			
市街化区域面積 ha	898.0	924.0	855.0
緑地面積 ha	267.8	292.4	208.0
割合 %	29.8	31.6	24.3
都市計画区域面積 ha	3,429.0	3,429.0	3,428.0
緑地面積 ha	2,266.1	2,589.0	2,467.8
割合 %	66.1	75.5	72.0

表2-7 都市公園等の施設として整備すべき緑地の前計画の目標値と実績値

指標	前計画策定時 1995年 (平成7年)	前計画目標値 2015年 (平成27年)	実績値 2015年 (平成27年)
施設緑地			
緑地面積 ha	274.6	597.5	322.0
人口 人	44,000	57,000	40,343
一人当たり面積 m ² /人	62.4	104.8	79.8
都市公園			
公園面積 ha	48.8	371.7	99.4
人口 人	44,000	57,000	40,343
一人当たり面積 m ² /人	11.1	65.2	24.6

2.5 緑のまちづくりに向けた課題

前項までに整理した愛川町の概況や緑の現状等の内的状況をはじめ、国や県、本町の上位関連計画や法制度等から見た時代の潮流等の外的状況を踏まえ、本町における今後の緑のまちづくりに重要となる“緑の保全”、“緑の創出”、“協働・マネジメント”の3つの観点から課題を抽出・整理しました。

緑の保全「郊外のまとまった緑を守る」

本町は、市街地に近接する八菅山や三増峠等の丘陵をはじめ、丹沢山塊に連なる仏果山などの山々に三方を囲まれ、中央には中津川が流れ、その周辺に農地が広がっています。本町の骨格を成すこれらのまとまった緑は、町民からも大切な資産と認識されており、安らぎや潤いを与えるとともに、美しい景観の形成、保水・かん養^{*6}等による災害防止、生物多様性の確保等の上でも、重要な役割を果たす共有資産です。

これらの緑の多くは法的規制により守られていますが、山林や農地は、農林業従事者の高齢化や後継者不足にある中、適正な維持管理の継続が課題となります。また、河川については、河川利用者の増加などによるごみの増加や水質の悪化の影響を予防することが課題となります。

緑の創出「身近な緑を確保する」

本町では山や丘陵、農地などのまとまった緑が町域の大半を占めるとともに、必要とされる都市公園の面積水準は上回り、緑の量はおおむね維持・確保されています。一方、町の身近なところに広場や公園を求める声もあります。限られた財源を有効活用する観点からも、緑の量を増やすことから、質を充足することへの転換が求められます。

このため、人が住むエリアや自然を活用した観光・交流の拠点への効果的で魅力ある緑空間の配置、公園等の防災拠点としての利活用、中津川や相模川の水辺空間の保全と利活用、道路から見える住宅や工場等の民有地の緑化など、今ある水と緑に触れ合える場や活用の機会を増やすことにより、日々の暮らしの中で緑の豊かさを実感できるよう、身近な緑を確保していくことが重要です。

協働・マネジメント「自分のこととして緑に関わる」

農林業が育む農地や山、住宅の軒先や工場の外構の植樹、これらは“民”の緑であるとともに、みんなに恵を与える“公”の緑でもあります。また、公園等の“公”の緑は、町民に利用されることで“民”の緑になります。一わたしの緑はみんなの緑、みんなの緑はわたしの緑—愛川町らしい緑を確保して持続的に維持していくためには、公共と民間の垣根を越えて、それぞれの主体が今以上に自分のこととして緑を捉え、関わっていくことが大切です。そのための取り組みへの支援を充実していくこと、また、民間活力を活用して公園等を整備・管理運営していくことが重要です。

*6 かん養：土壌が降水を貯留し、川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和すること。

3.計画の基本目標と方針

3.1 計画の基本理念

緑は、四季の変化や潤いのある風景をつくり、人々を魅了する街並みをつくとともに、生物の生息・生育の場ともなり、さらに様々な生活の場面で快適さや安らぎを生み、人々の暮らしを支えるとともに、安全・安心な環境をつくり、命を守る役割も担っています。

前計画では、基本理念として「豊かな水と緑を守り活かそう」をキャッチフレーズに、「緑の環境と都市的機能が調和するまち・愛川」をまちづくりの理念とし、様々な取り組みを推進してきました。引き続き、緑を守りいかすこと、緑と都市的機能の調和の理念を大切に、これを継承していくとともに、これからも緑の恩恵を受けていくために、持続可能性の観点から、多様な主体と一体となって緑を育てていくことが、一層大切になってきます。

このため、計画全体を貫く基本的な考え方として、以下の基本理念を掲げ、本町の緑を持続可能な資源として次世代に継承していきます。

**行政、住民、企業等が一体となって
緑を守り、つくり、育てる**

3.2 緑の将来像

本町には多様な緑が存在しています。その緑の中で、人々がさまざまな活動を行うことで、緑の機能が発揮され、より良い状態に保たれます。そして、町民が緑を身近に感じ、親しむことにより、緑は人々の生き生きとした生活に貢献します。

本計画の目標像を「緑水環境都市」とします。

緑 水 環 境 都 市

◇緑の将来像のイメージ

- ✓ より緑と触れ合える空間が整備されている
- ✓ 山林を管理するシステムが整備されている
- ✓ 持続可能な社会や自然共生社会の基盤が形成されている
- ✓ 時代時代の町民のニーズに合った公園が整備されている
- ✓ 農家数、林家数が確保されている
- ✓ 災害時避難場所となる公園が整備されている
- ✓ 水害や土砂災害に強い
- ✓ 緑が恒常的に維持されている
- ✓ 農地の減少に歯止めがかけられている

図 3-1 緑の将来像図

本町を取り囲む緑あふれる山々と豊かな水の恵みを日常生活に取り込んだ「緑水環境都市」を目指します。



凡例		
緑のエリア		<ul style="list-style-type: none"> 本町の緑の骨格となる丹沢山系につらなる山々を「山地エリア」、山地につらなる農地やまちなかに近い丘陵を「里山エリア」、まちなかと里山のエリア間に広がる田畑・水田を「農地エリア」と位置づけ、自然的土地利用として保全・活用を図ります。 本町の中心的な地区となる「役場周辺エリア」および住宅地や工場等の市街地の中の緑を「まちなか緑エリア」と位置づけ、都市的土地利用を図る中で、緑の整備・保全・活用を図ります。
役場周辺エリア		<ul style="list-style-type: none"> 町役場等の行政・文化機能が集積する地区の緑を「役場周辺エリア」とする。
まちなか緑エリア		<ul style="list-style-type: none"> 住宅地や工場等の市街地の中の緑を「まちなか緑エリア」とする。
農地エリア		<ul style="list-style-type: none"> まちなかと里山のエリア間に広がる田畑・水田を「農地エリア」とする。
里山エリア		<ul style="list-style-type: none"> 山地につらなる農地やまちなかに近い丘陵を「里山エリア」とする。
山地エリア		<ul style="list-style-type: none"> 丹沢山系につらなる山々を「山地エリア」とする。
緑の拠点		<ul style="list-style-type: none"> 大規模な公園・緑地等は、地域の住民の憩いやスポーツの場となるなど緑地のレクリエーション機能を果たすだけでなく、災害時における避難場所としての利用など防災機能も果たすことから、「緑の拠点」と位置づけ、適正な配置・維持管理を図ります。
緑の軸		<ul style="list-style-type: none"> 町を流れる中津川や相模川、また、この2つの川にそれぞれ並行する段丘の崖線*7の緑は様々な生き物の生息環境を守るとともに、生物多様性を確保するためのネットワーク機能を果たすことから、崖線を「緑の軸」、中津川と相模川を「水の軸」と位置づけ、緑のエリアと緑の拠点をネットワークして結びつける軸として保全・活用を図ります。
緑の帯		<ul style="list-style-type: none"> 中津川と相模川に並行する段丘の崖線の緑を「緑の帯」とする。
水の軸		<ul style="list-style-type: none"> 町を流れる中津川と相模川を「水の軸」とする。

*7 崖線：崖地の連なり。緑が連続し、湧水や豊かな生態系が残っている場合が多い。

3.3 計画目標

計画の基本理念に則り、緑の将来像「緑水環境都市」の実現化に向け、「緑の保全」、「緑の創出」「協働・マネジメント」の3つの課題解決に向け、本計画の進捗・実施状況を客観的に検証できるよう、目標年次の2030（令和12）年度に達成を目指す計画目標を設定します。

目標の設定にあたっては、緑の量の充足への取り組みは一定の成果を挙げられたことや、計画の基本理念である「行政、住民、企業等が一体となって緑を守り、つくり、育てる」ことを踏まえ、これまでの本町の大切な緑を時代の要請(ニーズ)に合った形で次代に引き継いでいくため、緑の質の向上を基本とした計画目標を設定します。

■ 都市公園・地域制緑地に関する目標

緑の量の指標として、都市公園、地域制緑地に関する整備を目指す面積の目標を示します。

本町の一人当たり都市公園面積については、2020（令和2）年度現在で24.8㎡/人です。これは、都市公園法の標準値10㎡/人と比較すると、本町には十分な都市公園面積があります。

公園の量の目標については、今後整備を計画している水と緑に恵まれた中津川の上流地域の環境をいかしつつ、周辺施設と連携を図りながら新たなニーズに応える質の高い緑空間の創出が期待できる観光や産業と連携した緑の拠点の創出などを考慮して、目標値を28.0㎡/人とします。

現在配置されている都市公園の質（サービス水準）については、利用状況や町民のニーズを把握し、時代時代の要請に合った形にできるように努めていきます。

風致地区や自然環境保全地域などの法令などにより規制される緑地で構成される地域制緑地については、2020（令和2）年度で2,138.8haの緑地面積となっており、町全域に対して、約6割が地域制緑地で構成されています。

このため、今後の整備目標は、「保全」の観点に立ち、適正な維持管理などに取り組むことにより現状の緑を適切な形で守ることを目指し、目標値を現状値と同じく2,138.8haとします。

表 3-1 都市公園・地域制緑地に関する目標

指標	現状値	目標値	備考
一人当たりの都市公園の面積	24.8㎡/人 (令和2年度)	28.0㎡/人 (令和12年度)	観光や産業と連携した緑の拠点等
地域制緑地の面積	2,138.8ha (令和2年度)	2,138.8ha (令和12年度)	現状維持

■ 住民・企業等との連携に関する目標

やすらぎのある景観の保全・創出に関する住民の満足度を表す「緑に関する満足度」を指標とするとともに、「協働・マネジメント」の観点から、まちづくり協定の締結数、官民連携事業で創出した緑の拠点数、まち美化アダプト制度の登録団体数、あいかわごみゼロ・クリーンキャンペーン参加者数を指標とします。

表 3-2 住民・企業等との連携に関する目標

指標	現状値	目標値	備考
緑に関する満足度	46.7% (平成 28 年度)	54.0% (令和 12 年度)	総合計画策定時の町民満足度調査「やすらぎのある景観の保全・創出」について満足と感じる住民の割合
まちづくり協定の締結数	0 件	1 件	住宅地等で新たな活用を創出
官民連携事業で創出した緑の拠点数	0 拠点	1 拠点	観光や産業と連携した緑の拠点の創出
まち美化アダプト制度の登録団体数	8 団体 (令和元年度)	10 団体 (令和 12 年度)	新たな団体の参加を促進
あいかわごみゼロ・クリーンキャンペーン参加者数	6,035 人 (令和元年度)	6,000 人 (令和 12 年度)	人口減少下で現状水準維持

3.4 基本方針

緑の将来像の実現と計画目標の達成を目指し、前章で整理した緑のまちづくりに向けた3つの課題（緑の保全、緑の創出、協働・マネジメント）に対応した基本方針を定めます。

この基本方針は、都市緑地法第4条第2項第3号の「地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項」として定めるものであり、これを指針に緑の保全、緑の創出、協働・マネジメントに取り組んでいきます。

緑の保全「愛川町の骨格となる緑を未来へ継承する」

本町の三方を取り囲む山地は、生物多様性を育む基盤であるとともに、緑豊かなまちのイメージを印象付けるものです。また、中津川や相模川は、緑と緑をつなぐネットワーク軸となるとともに、緑とまちをつなぐ身近な水辺環境を提供しています。これらの緑と水は、町民にも愛され、誇りとされています。

これらの緑は、自然環境保全地域や風致地区等の法的規制による保全を図るとともに、山林や農地を管理する担い手を育成することにより良好な自然環境を保全します。

また、河川は、自然環境や生態系の確保に配慮しながら、地域住民・利用者と協働して良好な河川空間の保全に努めます。

緑の創出「緑と身近に触れ合える場を形成・確保する」

町民が身近に触れ合える公園については、レクリエーションの場や防災拠点として有効活用するとともに、時代の要請に合った公園の配置に努めます。

恵まれた自然環境や丹沢山、宮ヶ瀬ダムをはじめとした森林や河川などの地域資源をいかし、産業や観光との連携による魅力あふれる緑の拠点形成を進めます。

水辺空間等のオープンスペース、住宅や工場等の民有地、公共建築物等については、住民や民間企業と協働で緑化や維持管理、利活用等を推進し、町民が緑と身近に触れ合える場を確保します。

協働・マネジメント「多様な緑をみんなで育む」

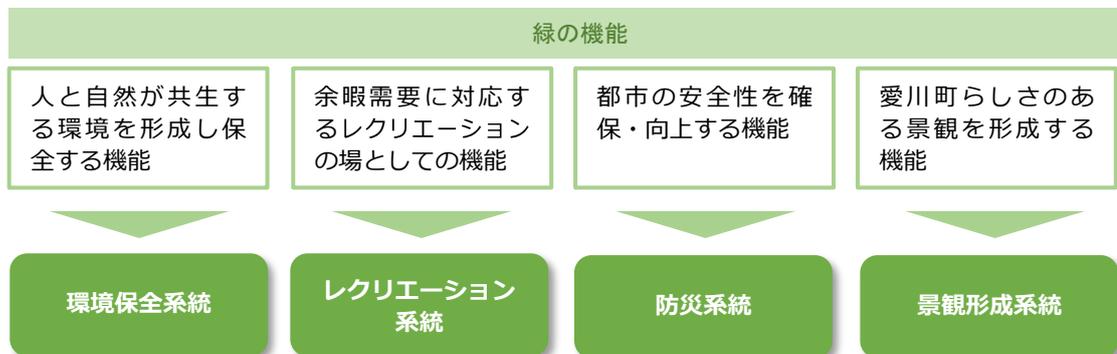
町民等の緑を保全・創出する活動をより一層充実していくために、緑の普及・啓発や町民等による緑化活動への支援等により、町民、利用者、NPOや地域の団体、事業者等の協働を進めることで、みんなで緑を育てていきます。

また、これまでに保全・整備してきた緑や新たに創出する緑について、本町における緑のストックとして、その効果をより一層高めるために、民間活力をいかした緑地の整備や管理運営等のマネジメントを推進し、本町の活力を高めていきます。

3.5 緑地の配置方針

3.5.1 緑地配置の考え方

緑が有する機能に対応した4系統から緑地配置の考え方を示します。



3.5.2 系統別の配置方針

(1) 環境保全系統の配置方針

- 本町の北部、西部、南部を取り囲むように丹沢山系等に連なる山並みは、まちの骨格を形成する緑地として保全します。
- 本町を流れる中津川および相模川は、周囲の緑と緑をつなぐネットワークの軸や、冷涼な風の流れをつくる風の道として保全します。また、河岸段丘斜面の崖線の緑を保全します。
- 本町の生物多様性を育む場として、市街地を包み込むように広がる農地や八菅山等の里山を保全します。
- 民有地の緑は、貴重なまちなかの緑や、ヒートアイランド現象を緩和する緑として、適切に維持・保全します。

(2) レクリエーション系統の配置方針

- 本町の貴重なレクリエーション拠点の一つとなっている宮ヶ瀬ダムや県立あいかわ公園、中津川の水辺環境を中心とした環境をいかし、観光振興や交流拡大に寄与する新たな緑の拠点を創出します。
- 中津川や相模川等の水辺空間をいかし、散策やジョギング、環境学習や自然体験の場としての整備や活用を進めるとともに、地域住民、河川利用者等との協働により、良好な河川空間を維持していきます。
- 身近なレクリエーションの場となる都市公園等は、利用状況等に基づく機能の分担や更新を図るなど、町民のニーズに合った配置に努めます。

(3) 防災システムの配置方針

- 土砂の流出や斜面の崩壊を防止する緑地として、山地や里山の緑地の保全に努めます。
- 相模川右岸と中津川両岸の崖線の緑は、斜面地形の保全機能や火災時の防火帯としての機能を維持・保全するため、地域制緑地として保全します。
- 相模川と中津川のオープンスペースや中津川沿岸の水田は、保水・遊水機能のある緑地として保全します。
- 市街地の公園や内陸工業団地等の植樹帯、相模川や中津川は、火災の延焼を遮断する緑地帯として維持・保全します。
- オープンスペースを有する都市公園等は、災害時における一時的な避難場所や防災活動、復旧の拠点として活用を図ります。
- 市街地内において、生垣化を啓発し、震災時におけるブロック塀等の倒壊による被害を予防します。

(4) 景観形成システムの配置方針

- 本町のシンボリックな景観として町民に親しまれている経ヶ岳・仏果山・高取山にかけての山並みの景観を保全します。
- 山々を縫って町の中央を流れる中津川の清流が織りなす山紫水明の景観を保全・活用します。
- 箕輪耕地等の中津川沿いの田園と八菅山等の周囲の里山が織りなす里地里山の景観を維持・保全します。
- 都市公園等や内陸工業団地の植樹帯は、良好な都市景観を形成する緑地として適切な形で保全・整備します。
- 本町の歴史や文化を伝える緑として、神社仏閣の緑を保全・活用します。

(5) 総合的な緑地の配置方針

- 本町の緑の骨格となる山地、里山および中津川沿いに広がる農地は、自然的土地利用として保全・活用を図ります。
- 住宅地や工場等の市街地の中の緑は、都市的土地利用を図る中で、緑の整備・保全・活用を図ります。
- 都市公園等は、地域の住民の憩いや健康づくりの場となるなど緑地のレクリエーション機能を果たすだけでなく、災害時における避難場所としての利用など防災機能も果たすことから、適正な配置・維持管理を図ります。
- 町を流れる中津川や相模川、これに並行する河岸段丘の崖線の緑は、緑と緑を結びつける軸として、保全・活用を図ります。

4. 推進施策

4.1 施策の体系

前章で定めた基本方針を受けて具体的な取り組みを展開するため、緑の保全、創出、協働・マネジメントに関する施策を以下のように体系化し、施策を推進します。(番号は「4.2 施策の実施方針」の番号に対応)

基本方針(前章で設定)	施策の分野	施策の項目	
緑の保全 「愛川町の骨格となる 緑を未来へ継承する」	4.2.1 山並みの緑の保全	(1)自然環境保全地域・風致地区等を 活用した自然環境の保全	
		(2)森林資源の保全と維持管理	
	4.2.2 山並みとまちをつなぐ 緑の保全	(1)里山や崖線の緑の保全	
		(2)農地の保全	
		(3)河川環境の保全	
	緑の創出 「緑と身近に触れ合える 場を形成・確保する」	4.2.3 公共空間の緑づくり	(1)公園等の整備と維持管理
(2)都市基盤整備に合わせた施設緑化			
(3)緑の賑わい拠点の形成			
(4)水辺とのふれあいの場の充実			
(5)防災力を高める公園緑地等の 機能維持・向上			
4.2.4 民有地等の緑の創出		(1)地域の緑と調和した住環境づくり	
		(2)工場敷地の緑化等	
		(3)歴史的な緑の保全・活用	
協働・マネジメント 「多様な緑を みんなで育む」		4.2.5 町民等の緑に関する 活動の支援	(1)緑に関する普及・啓発
			(2)町民活動の支援
	(3)景観の発掘と景勝地のPR		
	4.2.6 多様な主体との連携 による緑の育成	(1)町民等と連携した 緑の育成・維持管理	
		(2)官民連携による公園緑地の魅力創出	

4.2 施策の実施方針

施策の分野ごとに施策の方針を定め、計画的・総合的に実施していきます。

4.2.1 山並みの緑の保全

(1) 自然環境保全地域・風致地区等を活用した自然環境の保全

① 法制度を活用した山の緑の保全

本町の山間部の緑は、自然環境保全法および神奈川県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域、都市計画法および愛川町風致地区条例に基づく風致地区に指定されています。一定の行為規制等により守られているこれらのまとまった緑については、引き続き適切な運用等による保全を図ります。

② 水源林の整備・保全

水源かん養林として重要な役割を果たしている森林については、神奈川県をはじめ、町民や団体等と連携し、整備・保全を推進していきます。

(2) 森林資源の保全と維持管理

① 森林施業と連携した森林育成

本町の森林の約4割が人工林です。本町では、林業を取り巻く環境は厳しいものの、国土の保全、水源かん養、生物多様性の確保といった公益的かつ多面的な機能に鑑み、林業基盤の整備と森林施業の推進、森林資源の保全と活用、獣害対策等の林業政策と連携を図り、森林の保全に努めていきます。

② 住民や企業と連携した森林の保全・活用

市街地周辺の森林や、都市近郊の平地林等について、里山づくり事業の活用を図り、地域住民等の参加協力を得ながら更新、保育、間伐等の保育施業を継続的かつ、積極的に推進します。



高取山からの眺め



仏果山の林道

4.2.2 山並みとまちをつなぐ緑の保全

(1) 里山や崖線の緑の保全

①法制度を活用した里山の緑の保全

市街地に近接する里山や中津川・相模川の河岸段丘の崖線に残された斜面林は、山とまちをつなぐ大切な緑であり、緑のネットワークを形成する上で貴重な役割を担うものです。また、まちに近い緑のため、荒廃が進むと目立ちやすく、景観を損ねやすいものです。

これらの里山や崖線の緑は、引き続き、自然環境保全地域や風致地区の届出および許可制度の運用等を通じ、建築物の新築・改築や土地の形質変更等の現状改変の行為を制限することにより、良好な環境を保全していきます。

②町民等との協働による保全活動

林業従事者、地域の団体や NPO などとの協働により、町民等の手による里山の環境モニタリングや自然観察会、間伐や下草刈りなどの保全活動を推進します。

(2) 農地の保全

①農業政策との連携による農地保全

市街化調整区域の農業振興地域内には、町北西部の半原日々良野地区、中央部に広がる三増峰の原地区、中津川沿いの耕地等の優良農地があります。これらの農地は、農業の基盤である他、緑地効果や保水・かん養等による災害防止、生物多様性の確保等の多面的機能を有することから、農業政策との連携により、保全を図ります。



中津地区の尾山耕地

②多様な担い手と連携した農地の保全・活用

意欲ある農家や多様な担い手を確保するため、農業経営への支援や観光農園・市民農園などの観光レクリエーション型農業など多様な農業の振興に努めます。

(3) 河川環境の保全

①水辺環境の維持・保全

中津川や相模川の水面や河原は、河川沿いの水田や傾斜地山林とともに、本町の重要な緑の骨格となる有効な緑地空間として、河川管理者と連携して維持・保全します。

また、地域住民や河川利用者等との協働により、良好な水辺環境の維持・保全に努めます。

②自然に配慮した川づくりの推進

河川改修の際には多自然川づくりの手法を導入する等により、自然環境や生態系に配慮した川づくりを河川管理者に働きかけます。

③河川等の水質保全

本町は、中津川や相模川の上流・中流にあたり、下流地域や未来に向けて良好な水質を保全するため、県や流域自治体と連携した水質汚濁対策や水質浄化、河川等へのごみの不法投棄対策等を推進し、水質の維持改善に努めます。



八菅橋付近の中津川

4.2.3 公共空間の緑づくり

(1) 公園等の整備と維持管理

①公園等の整備・更新

本町の都市公園は、計画的な整備が進み、2020（令和2）年度の実績値において24.8㎡/人となり、都市公園法の標準面積10㎡/人を大きく上回っています。このため、今後は、利用状況や町民のニーズを把握し、時代時代の要請に合った形で、公園や児童遊園地の整備およびリニューアルを検討します（図4-1）。

②公園等の適切な見直し

三増公園の一部未整備区域については、風致地区に指定された山林であり、保全や景観の観点から、すでに緑地としての機能を果たしている状況の中で、本町では、十分に都市公園が整備されているため、三増公園の未整備区域を廃止します。

時代のニーズに合った質の高い緑空間として、緑の賑わいやレクリエーションなど、都市公園としての役割が期待される半原水源地跡地（観光や産業と連携した緑の拠点）へ公園機能を配置します。

既存の都市公園等については、利用状況、町民ニーズ等を踏まえて機能分担、集約、向上などが図れるように、必要な見直しを行います。

③公園施設の安全・安心の確保

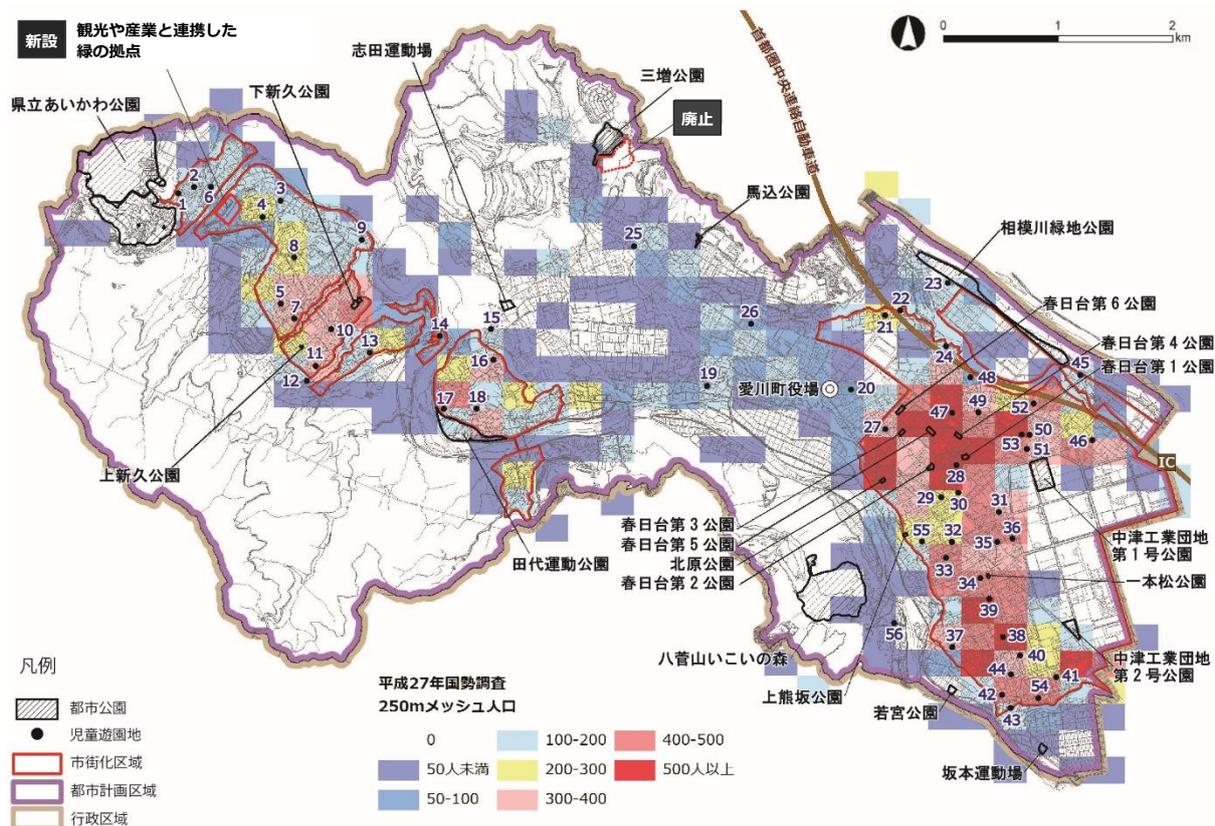
公園内の遊具や運動施設等は、安全性を確保した上で長寿命化を図るなど、ライフサイクルコストの縮減を図りながら適切な維持管理を行います。

④民間活力による公園サービスの効率化・高質化

有料公園施設については、サービスの質や費用対効果などを踏まえ、指定管理者やPFI*8など民間活力の活用を検討します。

*8 PFI：民間の資金・ノウハウを活用して公共施設等の建設・維持管理・運営等を行う手法

図 4-1 公園などの分布図(人口分布との重ね合わせ)



(2) 都市基盤整備に合わせた施設緑化

① 土地区画整理事業等に合わせた緑の確保

土地区画整理事業等により都市基盤を整備・改修する場合は、公園・広場の整備と緑豊かな街並みづくりに努め、積極的な緑化を推進します。



工業団地の遠景



中津工業団地第1号公園

② 公共建築物の緑化推進

町有の公共建築物の更新や建替えにあたっては、外構や共有部等における緑地の確保や緑化に努め、緑豊かなまちづくりを推進します。

(3) 緑の賑わい拠点の形成

① 半原水源地跡地を活用した緑の賑わい拠点の整備

町ではこれまで、恵まれた自然をいかし、宮ヶ瀬ダムや県立あいかわ公園を中核とした観光・レクリエーションの振興を図るとともに、半原地域における観光振興の取り組みを支援してきました。

2019（平成31）年4月には、中津川に隣接する半原水源地跡地を取得したところであり、当該地を活用した観光や産業と連携した緑の拠点として、町内外の人々や幅広い世代の来訪・交流を生み出すことのできる場を創出し、中津川の水と緑との調和やオープンスペースの確保に配慮し、緑の充実を図ります。

当該拠点は、公共的な機能をはじめ多様なサービス機能が求められることから、民間事業者のノウハウや資金をいかした整備・運営を検討します。

図 4-2 観光や産業と連携した緑の拠点周辺図



出典：愛川町ホームページ

(4) 水辺とのふれあいの場の充実

① 良好な水辺環境の保全

美化広報など、河川利用者に対し、ごみの持ち帰りを促すことにより、水辺環境の保全を図り、水辺とのふれあいの場を増やします。

また、良好な水辺環境を保全していくために、地域住民や河川利用者等と協働した取り組みに努めます。

②河川沿いの施設の適切な管理

相模川や中津川沿いの施設(グラウンドなど)について、地域住民や施設利用者等と連携して適切な維持管理を図ります。

(5) 防災力を高める公園緑地等の機能維持・向上

①避難場所等としての公園緑地の機能維持

公園・緑地等は、町民の憩いの空間となるだけでなく、災害時には重要な避難場所、避難路となるとともに、防火性能の高い植樹等の適切な管理により、大きな延焼防止機能も期待できるものです。

愛川町地域防災計画により、県立あいかわ公園・パークセンターおよび中細野児童遊園地等は指定緊急避難場所に、県立愛川ふれあいの村グラウンドおよび坂本運動場は広域避難場所に、このほか、指定避難所に中津工業団地第1号公園(体育館)が指定されています。また、三増公園(陸上競技場)と中津工業団地第1号公園は、自衛隊、消防・警察等の広域応援部隊の活動拠点に、県立愛川ふれあいの村および中津川河川敷の消防訓練場は人的・物的支援等応援ヘリコプターの臨時離着陸場となっています。

これらの防災上重要な公園等については、施設の耐震化・不燃化、延焼防止に資する外周緑化の充実等により、災害時における避難場所等としての機能を維持・確保します。



三増公園(陸上競技場)



県立あいかわ公園・パークセンター

②グリーンインフラの導入検討

雨水浸透を促すグリーンインフラの導入を検討します。例えば、ゲリラ豪雨等による都市型水害対策として、公園内や道路の植栽帯にレインガーデンと呼ばれる透水型の植栽スペースである雨水浸透緑地帯を設け、時間をかけて地下へ浸透させることにより、下水道への負荷を軽減するとともに、水質浄化を図り、地下水のかん養を促進します。

4.2.4 民有地等の緑の創出

(1) 地域の緑と調和した住環境づくり

①まちづくり協定による緑豊かなまち並みづくり

本町の「まちづくり協定」制度等を活用し、住宅敷地内の道路に面する箇所への植樹等を促進し、周辺の緑と調和した住宅地のまち並み景観をつくります。

②生垣化の推進

災害時の避難経路の確保や景観形成に貢献する生垣化について、関連情報の提供等により啓発をします。

(2) 工場敷地の緑化等

①条例等を活用した工場等の緑化推進

工場等の敷地における緑地面積率等を規定した「愛川町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」や「神奈川県内陸工業団地建築協定」に基づき、工場敷地の有効活用を図りながら、緑地を確保していきます。

(3) 歴史的な緑の保全・活用

①巨木や社寺林の保全

地域のシンボルとなっている巨木や社寺林、屋敷林などをその周辺環境も含め、文化財政策と連携しながら保全します。

②緑を通じた町の歴史・文化の発信

緑に関連する身近な文化財の発掘に努め、その情報を提供することによって、愛川町の歴史・文化の発信に努めます。



八菅神社の参道



山十邸

4.2.5 町民等の緑に関する活動の支援

(1) 緑に関する普及・啓発

①緑に関する生涯学習の推進

教育の中に緑や環境問題を取り込むとともに、子どもから高齢者に至るまで緑や環境に親しみ、考える仕組みづくりを行い、生涯学習推進を支援します。

②環境学習・活動の拠点づくり

緑や環境に関する各種講座・研修・イベントなどの開催を通して、環境学習の普及啓発を図るとともに、公共建築物や公園・広場等の活動拠点となる場の確保とその支援体制を整えます。



八菅山いこいの森あおぞら博物館

③緑に関する情報提供

町のホームページや広報あいかわ等の情報媒体や、イベント等の機会を活用し、本計画の周知を行うとともに、本計画に基づく施策等に関する情報や町内の公園・緑地情報を提供し、緑に関する意識の啓発や利用増進を行います。

(2) 町民活動の支援

①美化清掃への支援

本町では、地域住民が公園や道路等の公共空間の美化活動に携わる取り組みが行われています。引き続き、「愛川町まち美化アダプト制度」の活用や「あいかわごみゼロ・クリーンキャンペーン」の実施により、町民による美化清掃を支援します。



あいかわごみゼロ・クリーンキャンペーン

②町民による緑の保全・活用への支援

身近な里山や農地などの環境を守り・活用する取り組み等への支援策として、「提案型協働事業」や「あいかわ町民活動応援事業」の制度活用を図ります。

(3) 景観の発掘と景勝地の PR

①「あいかわ景勝 10 選」の PR

本町の水と緑の景観や景勝地等を選定した「あいかわ景勝 10 選」の PR を推進し、本町の魅力や緑の豊かさを町内外に周知・発信していきます。

②新たな景観の発掘

公共空間の緑づくりや民有地等の緑の創出、多様な主体との連携による緑の育成等の様々な機会を捉え、地域住民の参加・協力のもと、新たな景観の発掘に努めます。

4.2.6 多様な主体との連携による緑の育成

(1) 町民等と連携した緑の育成・維持管理

①緑のパートナーシップの推進

住民の緑のまちづくりへの参加意識の高揚と、住民と行政とのパートナーシップの充実を図るため、「まちづくり協定」制度の活用を図ります。

②緑を育む担い手の育成

協働による緑のまちづくりの大切なパートナーである自治会などの地域コミュニティ団体やボランティア活動団体などによる住民活動を促進するため、人材育成、情報発信、環境整備などの支援に努めるとともに、協働による取り組みを推進します。

(2) 官民連携による公園緑地の魅力創出

①官民連携による公園緑地の整備等

公園等に関する業務をすべて行政で担うことが困難な時代となっており、将来もその流れは変わらないものと予想されます。今後は、指定管理者制度、包括的民間委託、PFI などの官民が連携した PPP^{*9}手法を取り入れ、民間企業が持つ様々なノウハウを活用しながら公園・緑地の設置や維持管理などを行い、サービスの維持向上およびコスト削減に努めます。

②パークマネジメントの視点を取り入れた公園等の管理運営

公園の老朽化、財政制約等を背景に、ストックの適正管理と有効活用の重要性が増しており、従来の行政主導の事業手法から転換し、町民・NPO・企業と連携しながら町民の視点に立って管理していくため、「パークマネジメント^{*10}」の考え方に基づいた管理運営を検討していきます。

*9 PPP：行政と民間とが連携してより効率的で質の高い行政サービスの提供を行うこと

*10 パークマネジメント：単なる管理から、運営、さらには経営の視点を加えた公園の管理運営方法のこと

4.3 計画の進行管理

効率的かつ効果的な計画実現のために、計画の進行管理を適正に行うことが必要です。

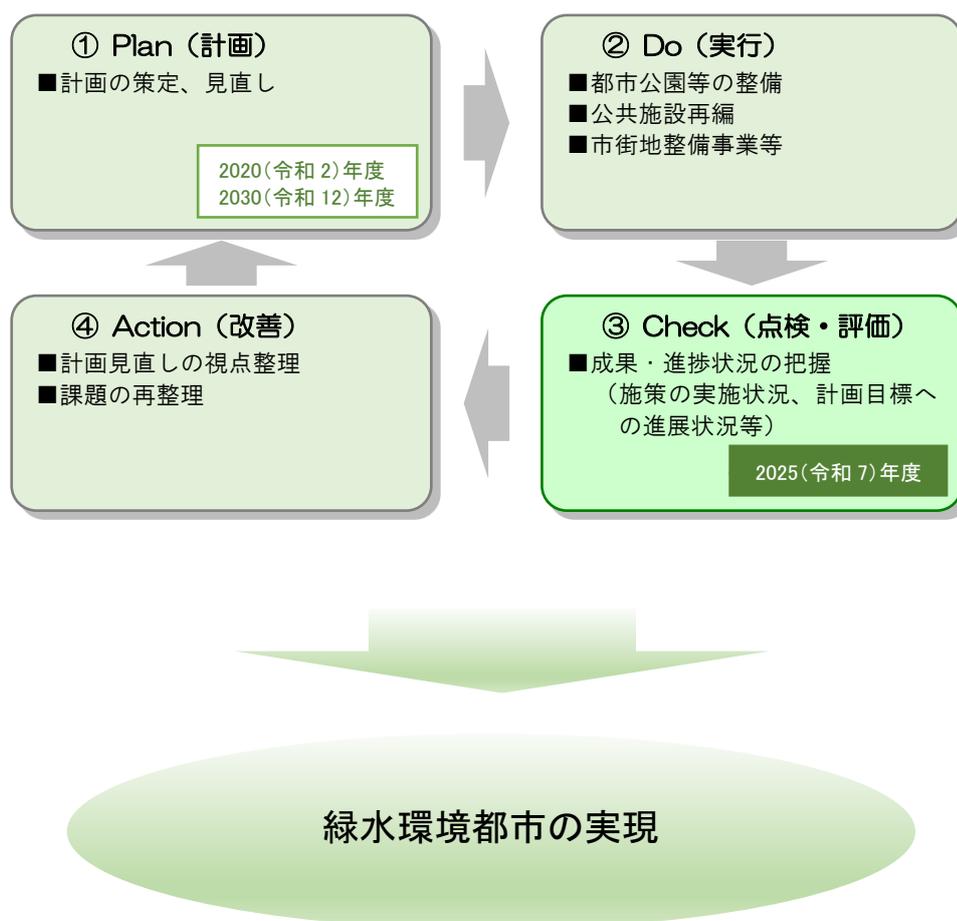
また、社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画見直しの必要性が生じた場合には、柔軟に対応していく必要があります。これらを踏まえて、計画の進行管理や見直しを実施し、「緑水環境都市」の実現を図ります。

そのため、本計画で位置付けた各種の施策については、庁内の情報共有等による横断的な連携のもと、進捗状況を確認し、PDCA サイクルにより本計画の進行管理を行います。

本計画は、短期的に実現する取り組みもありますが長期的な見通しに立って取り組むものもあります。その間に、社会経済情勢が変化したり、上位計画である総合計画が見直され大きく政策が転換されたり、新たな緑のまちづくりの機運が高まることが考えられます。

このような契機を的確に捉え、概ね中間年次の2025（令和7）年度に、本計画の進行状況を点検・評価し、必要に応じ計画の適切な見直しも検討するものとします。

図 4-3 計画の進行管理



愛川町緑の基本計画

令和3年3月

発行・編集：愛川町 建設部 都市施設課

住所：〒243-0392

神奈川県愛甲郡愛川町角田 251 番地 1

電話：046-285-2111（代表）

ホームページ：<https://www.town.aikawa.kanagawa.jp>